

原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設
定期事業者検査の終了報告について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第1項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設の定期事業者検査が終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 : 理事長 小口 正範

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 : 原子力科学研究所
所 在 地 : 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 : 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設
検査の方法 : 別添1「共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設
定期事業者検査実績」のとおり
検査の期日 : 令和4年10月20日～令和4年12月15日

4. 検査の実績

別添1「共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査実績」に示す。

なお、定期事業者検査成績書における所見及び処置すべき事項はなかった。

添付資料

- 別添1 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査実績
- 別添2 施設管理最適化タスクフォースを受けた定期事業者検査項目の見直しについて
- 別添3 廃棄物処理場の新規制基準に係る施設全体の使用前確認証受領までの期間における定期事業者検査の考え方について

参考資料

参考資料 1 廃棄物処理場（原子炉施設） 施設管理実施計画

参考資料 2 廃棄物処理場（設備保全整理表及び検査要否整理表）（原子炉施設）

以上

共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査実績 (1/8)

法令技術基準*1	検査対象	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法	備考			
第 6 条 (地震による損傷の 防止)	外観	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備							
			気体廃棄設備* (排風機、セル排風機、ダクト、ダンパ、 フィルタ装置、ディーゼル発電設備) 排気筒	第 1 廃棄物処理棟 解体分別保管棟	R4.10.20	記録確認	※セル排風機及び ディーゼル発電設 備は第 2 廃棄物処 理棟のみ			
				第 2 廃棄物処理棟 第 3 廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14 R4.12.15					
			液体廃棄物の廃棄設備							
			洗浄液ピット No. 1、洗浄液ピット No. 2 屋内排水槽	第 1 廃棄物処理棟	R4.10.20	記録確認				
			洗浄液集水槽 サンピット	解体分別保管棟						
			排水貯留ポンド							
			廃液貯槽・II-2 放出前排水槽 液体廃棄物 A 用排水槽 液体廃棄物 B 用排水槽 蒸発処理装置・II アスファルト固化装置 固化セル	第 2 廃棄物処理棟	R4.12.14 R4.12.15					
			廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽 蒸発処理装置・I セメント固化装置	第 3 廃棄物処理棟						
			廃液槽 I、廃液槽 II、廃液槽 III、廃液槽 IV 排水槽	減容処理棟						
			固体廃棄物の廃棄設備							
			焼却処理設備	第 1 廃棄物処理棟	R4.10.20	記録確認				
			固体廃棄物処理設備・II	第 2 廃棄物処理棟						
			高圧圧縮装置 前処理設備	減容処理棟						
			固体廃棄物の廃棄施設 保管廃棄施設・I 保管廃棄施設・L 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用) 特定廃棄物の保管廃棄施設 (インパイルループ用) 解体分別保管棟 (保管室) 保管廃棄施設・N L 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II	保管廃棄施設	R4.12.14 R4.12.15					

共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査実績 (2/8)

法令技術基準*1	検査対象	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法	備考	
第6条 (地震による損傷の防止)	外観	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物処理設備・II (処理系統外) セル排風機自動消火設備 セル排風機配電盤溢水防護カバー	第2廃棄物処理棟	—	—	新規基準に係る使用前確認前の設備であるため、検査不要とする。	
			固体廃棄物の廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用) 保管廃棄施設・NL 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II	津波防護壁				保管廃棄施設
			建家	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.10.20 R4.12.14 R4.12.15	記録確認		
第7条 (津波による損傷の防止)	外観	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用) 保管廃棄施設・NL 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II	津波防護壁	保管廃棄施設	—	—	新規基準に係る使用前確認前の設備であるため、検査不要とする。
第8条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	外観	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 排水貯留ポンド		R4.10.20			
			固体廃棄物の廃棄施設 保管廃棄施設・I 保管廃棄施設・L 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用) 特定廃棄物の保管廃棄施設 (インパイルループ用) 解体分別保管棟 (保管室) 保管廃棄施設・NL 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II		保管廃棄施設	R4.12.15	記録確認	
			建家	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.10.20 R4.12.14 R4.12.15			

共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査実績 (3/8)

法令技術基準*1	検査対象	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法	備考
第9条 (試験研究用等原子炉施設への人の不法侵入等の防止)	外観	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 排水貯留ポンド		R4.10.20	記録確認	
			固体廃棄物の廃棄施設 保管廃棄施設・I 保管廃棄施設・L	保管廃棄施設	R4.12.15		
第12条 (材料及び構造等)	外観・漏えい	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備			記録確認	
			洗浄液ピット No.1、洗浄液ピット No.2 屋内排水槽	第1廃棄物処理棟	R4.10.20		
			洗浄液集水槽 サンピット	解体分別保管棟			
			排水貯留ポンド				
			廃液貯槽・II-2 放出前排水槽 液体廃棄物A用排水槽 液体廃棄物B用排水槽 蒸発処理装置・II	第2廃棄物処理棟	R4.12.14 R4.12.15		
			廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽	第3廃棄物処理棟			
	廃液槽I、廃液槽II、廃液槽III、廃液槽IV 排水槽	減容処理棟					
外観	放射性廃棄物の廃棄施設	蒸発処理装置・I セメント固化装置	第3廃棄物処理棟	R4.12.15			
第16条 (遮蔽等)	遮蔽扉作動	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物処理設備・II 処理前廃棄物収納セル 廃棄物処理セル(処理室) 廃棄物処理セル(封入室) 処理済廃棄物収納セル 容器搬入室 コンクリート注入室	第2廃棄物処理棟	R4.12.14	記録確認	
			液体廃棄物の廃棄設備 蒸発処理装置・II 濃縮セル アスファルト固化装置 固化セル	第2廃棄物処理棟	R4.12.14	記録確認	
	遮蔽性能	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物処理設備・II 処理前廃棄物収納セル 廃棄物処理セル 処理済廃棄物収納セル	第2廃棄物処理棟	R4.12.14	記録確認	
			液体廃棄物の廃棄設備 蒸発処理装置・II 濃縮セル アスファルト固化装置 固化セル				

共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査実績 (4/8)

法令技術基準*1	検査対象	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法	備考
第16条 (遮蔽等)	遮蔽性能	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用) 特定廃棄物の保管廃棄施設 (インバイループ用) 解体分別保管棟 (保管室) 保管廃棄施設・NL 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II	保管廃棄施設	R4.12.15	記録確認	
第17条 (換気設備)	外観・風量	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 気体廃棄設備* (排風機、セル排風機、ダクト、ダンパ、 フィルタ装置)	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.10.20 R4.12.14 R4.12.15	記録確認	※セル排風機は第 2廃棄物処理棟の み
	作動	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 気体廃棄設備 (セル排風機)	第2廃棄物処理棟	R4.12.14	記録確認	
第19条 (溢水による損傷の 防止)	外観	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物処理設備・II (処理系統外) セル排風機配電盤溢水防護カバー	第2廃棄物処理棟	—	—	新規基準に係る 使用前確認前の設 備であるため、検 査不要とする。
			建家	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.10.20 R4.12.14 R4.12.15	記録確認	
第21条 (安全設備)	外観	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設 解体分別保管棟 (保管室) 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II	保管廃棄施設	R4.12.15	記録確認	
			建家	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.10.20 R4.12.14 R4.12.15		
			防火ダンパ	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟	R4.10.20		
				第2廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14 R4.12.15		

共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査実績 (5/8)

法令技術基準*1	検査対象	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法	備考	
第21条 (安全設備)	外観・作動・警報	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物処理設備・II (処理系統外) セル排風機自動消火設備	第2廃棄物処理棟	—	—	新規基準に係る使用前確認前の設備であるため、検査不要とする。	
第31条 (放射線管理施設)	警報	放射線管理施設	排気筒ダストモニタ	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟	R4.10.20	記録確認		
				第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14			
	校正		室内ダストモニタ	解体分別保管棟	R4.10.20	記録確認		
				第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14			
	ガンマ線エリアモニタ	第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14	記録確認				
第35条 (廃棄物処理設備)	風量・捕集効率	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 気体廃棄設備 (排風機、フィルタ装置)	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟	R4.10.20	記録確認		
				第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14 R4.12.15			
	作動	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 気体廃棄設備 (セル排風機、ディーゼル発電設備)	第2廃棄物処理棟	R4.12.14	記録確認		
	校正	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備					
			洗浄液集水槽 サンピット	解体分別保管棟	R4.10.20	記録確認		
			排水貯留ポンド					
			廃液貯槽・II-2 放出前排水槽 液体廃棄物A用排水槽 液体廃棄物B用排水槽 蒸発処理装置・II アスファルト固化装置	第2廃棄物処理棟	R4.12.14 R4.12.15			
			廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽 蒸発処理装置・I セメント固化装置	第3廃棄物処理棟				
			廃液槽I、廃液槽II、廃液槽III、廃液槽IV 排水槽	減容処理棟				
			洗浄液ピットNo.1、 洗浄液ピットNo.2 屋内排水槽	液位計	第1廃棄物処理棟			—
排水槽	液位計	減容処理棟						

共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査実績 (6/8)

法令技術基準*1	検査対象	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法	備考	
第35条 (廃棄物処理設備)	校正	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備					
			焼却処理設備	第1廃棄物処理棟	R4.10.20	記録確認		
			固体廃棄物処理設備・II	第2廃棄物処理棟	R4.12.14			
	高圧圧縮装置	減容処理棟	R4.12.15					
	作動(インター ロック)	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備					
			焼却処理設備 焼却炉	第1廃棄物処理棟	R4.10.20	記録確認		
			高圧圧縮装置 高圧圧縮機	減容処理棟	R4.12.15			
	捕集効率	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備					
			蒸発処理装置・I オフガス処理装置	第3廃棄物処理棟	R4.12.15	記録確認		
			固体廃棄物の廃棄設備					
			焼却処理設備 高性能フィルタ	第1廃棄物処理棟	R4.10.20	記録確認		
	高圧圧縮装置 高性能フィルタ 前処理設備 高性能フィルタユニット(チャンバ)	減容処理棟	R4.12.15					
	処理能力	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 蒸発処理装置・I 蒸発缶	第3廃棄物処理棟	R4.12.15	記録確認		
	警報作動	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備					
			蒸発処理装置・II 濃縮セル アスファルト固化装置 固化セル	第2廃棄物処理棟	R4.12.14	記録確認		
			固体廃棄物の廃棄設備					
			固体廃棄物処理設備・II 処理前廃棄物収納セル 廃棄物処理セル(処理室) 廃棄物処理セル(封入室) 処理済廃棄物収納セル 容器搬入室	第2廃棄物処理棟	R4.12.14	記録確認		
	高圧圧縮装置	減容処理棟	R4.12.15					
	外観	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設					
			気体廃棄設備* (排風機、セル排風機、ダクト、ダンパ、 フィルタ装置、ディーゼル発電設備) 排気筒	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟	R4.10.20	記録確認	※セル排風機及び ディーゼル発電設 備は第2廃棄物処 理棟のみ	
				第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14 R4.12.15			
液体廃棄物の廃棄設備								
洗浄液ピット No.1、洗浄液ピット No.2 屋内排水槽			第1廃棄物処理棟	R4.10.20	記録確認			
洗浄液集水槽 サンピット			解体分別保管棟					
排水貯留ポンド								

共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査実績 (7/8)

法令技術基準*1	検査対象	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法	備考	
第35条 (廃棄物処理設備)	外観	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備					
			廃液貯槽・II-2 放出前排水槽 液体廃棄物A用排水槽 液体廃棄物B用排水槽 蒸発処理装置・II 濃縮セル アスファルト固化装置 固化セル	第2廃棄物処理棟	R4.12.14 R4.12.15	記録確認		
			廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽 蒸発処理装置・I セメント固化装置	第3廃棄物処理棟				
			廃液槽I、廃液槽II、廃液槽III、廃液槽IV 排水槽	減容処理棟				
			固体廃棄物の廃棄設備					
			焼却処理設備	第1廃棄物処理棟	R4.10.20	記録確認		
			解体室	解体分別保管棟				
			固体廃棄物処理設備・II	第2廃棄物処理棟	R4.12.14			
			高圧圧縮装置 前処理設備	減容処理棟	R4.12.15			
			建家	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟	R4.10.20	記録確認		
				第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14 R4.12.15			
第36条 (保管廃棄設備)	外観	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設 保管廃棄施設・I 保管廃棄施設・L 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用) 特定廃棄物の保管廃棄施設 (インパイルループ用) 解体分別保管棟(保管室) 保管廃棄施設・NL 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II	保管廃棄施設	R4.12.15	記録確認		
			建家	第1廃棄物処理棟 解体分別保管棟	R4.10.20	記録確認		
				第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14 R4.12.15			

共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査実績 (8/8)

法令技術基準*1	検査対象	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法	備考	
第 41 条 (警報装置)	警報	放射線管理施設	排気筒ダストモニタ	第 1 廃棄物処理棟 解体分別保管棟	R4.10.20	記録確認		
				第 2 廃棄物処理棟 第 3 廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14			
	校正	放射線管理施設	ガンマ線エリアモニタ	第 2 廃棄物処理棟 第 3 廃棄物処理棟 減容処理棟	R4.12.14	記録確認		
	警報	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備					
			排水貯留ポンド	漏えい警報装置		R4.10.20	記録確認	
			蒸発処理装置・Ⅱ 廃液貯槽・Ⅱ-2	漏えい検知器	第 2 廃棄物処理棟	R4.12.14 R4.12.15		
			廃液貯槽・Ⅰ 処理済廃液貯槽 集水槽 蒸発処理装置・Ⅰ セメント固化装置	漏えい警報装置 (検知器～制御 室監視盤)	第 3 廃棄物処理棟			
			洗浄液ピット No. 1 洗浄液ピット No. 2 屋内排水槽	漏えい警報装置	第 1 廃棄物処理棟		新規基準に係 る使用前確認前 の設備であるた め、検査不要とす る。	
			放出前排水槽 液体廃棄物 A 用排水槽 液体廃棄物 B 用排水槽	漏えい警報装置	第 2 廃棄物処理棟			
			廃液貯槽・Ⅰ 処理済廃液貯槽 集水槽 蒸発処理装置・Ⅰ セメント固化装置	漏えい警報装置 (検知器～中央 警備室)	第 3 廃棄物処理棟	—		
洗浄液集水槽 サンブピット			漏えい警報装置	解体分別保管棟				
廃液槽Ⅰ、廃液槽Ⅱ、 廃液槽Ⅲ、廃液槽Ⅳ 排水槽	漏えい警報装置	減容処理棟						
排水貯留ポンド	固定電話 携帯電話 施設内用トラン シーバー 長距離用トラン シーバー		R4.10.20	記録確認				
外観、員数、作 動	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設						
		保管廃棄施設・L	固定電話 携帯電話 施設内用トラン シーバー 長距離用トラン シーバー	保管廃棄施設	R4.12.15	記録確認		

*1：試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則

施設管理最適化タスクフォースを受けた定期事業者検査項目の見直しについて

1. 施設管理最適化タスクフォースの概要と方針

令和 2 年 4 月 1 日の原子炉等規制法の改正を受けて、新検査制度に対応し、施設管理の継続的改善につなげていくため、原子力科学研究所内に施設管理最適化タスクフォース（以下「TF」という。）が設置された。TF では、グレーデッドアプローチを考慮しつつ、設備・機器の保全重要度とそれに基づく検査区分等の見直しについて議論し、令和 4 年 6 月にその活動を纏めた報告書を発行した（JAEA-Technology 2022-006「原子力科学研究所における原子力施設管理の継続的改善活動」）。

報告書では、設備・機器の保全重要度の区分として、安全機能の重要度分類及び安全機能喪失時の影響等に基づく相対的重要度区分と、施設ごとの潜在的リスクを考慮した事故時の周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく線量の評価に基づく絶対的重要度区分が示されている。また、この絶対的重要度区分を基に、定期事業者検査の記録確認検査（絶対的重要度「低」）と保安記録確認検査（絶対的重要度「極低」）の仕分けとして、事故時公衆被ばく「0.05mSv」（安全上重要な施設の選定基準 5mSv の 100 分の 1）及び事故時従事者被ばく「1mSv」（放射線作業の管理基準）の適用が示されている。（別紙参照）

2. 設備・機器の保全重要度及び定期事業者検査項目の見直し

廃棄物処理場においては、TF の活動及び報告書を受け、令和 4 年度の定期事業者検査からこれらの方針を取り入れ、保全重要度及び定期事業者検査項目を見直すこととした。

廃棄物処理場には、安全上重要な施設はなく、安全機能の重要度分類がクラス 2 の施設*とクラス 3 の施設からなる。これらの施設に対し、1 項で示した方針に従い、事故時の被ばく評価を行った結果、クラス 3 の施設について、相対的重要度（絶対的重要度）が「低（極低）」と区分されたことから、定期事業者検査の検査方式を記録確認検査から保安記録確認検査に変更した。また、クラス 2 の施設については、「中（低）」と区分されたことから、定期事業者検査の検査方式を立会検査及び抜取検査から記録確認検査に変更した。

なお、記録確認検査から保安記録確認検査に変更した定期事業者検査項目（計器の校正、捕集効率測定等）についても、保守担当課が実施する点検内容が変更になるものではなく、年 1 回の自主的な点検として、点検前条件、点検手順及び判定基準を点検要領書で明確にし、判定結果を点検記録に記載するとして従来の自主検査と同等の対応を行っている。

※：第 2 廃棄物処理棟の固体廃棄物処理設備・II（セル）及び保管廃棄施設の一部



JAEA-Technology

2022-006

DOI:10.11484/jaea-technology-2022-006

別紙

JAEA-Technology

原子力科学研究所における原子力施設管理の継続的改善活動 (2021年)

Continuous Improvement Activities on Nuclear Facility Maintenance
in Nuclear Science Research Institute of Japan Atomic Energy Agency
in 2021

施設管理最適化タスクフォース

Task Force on Maintenance Optimization of Nuclear Facilities

原子力科学研究部門

原子力科学研究所

Nuclear Science Research Institute
Sector of Nuclear Science Research

June 2022

Japan Atomic Energy Agency

日本原子力研究開発機構

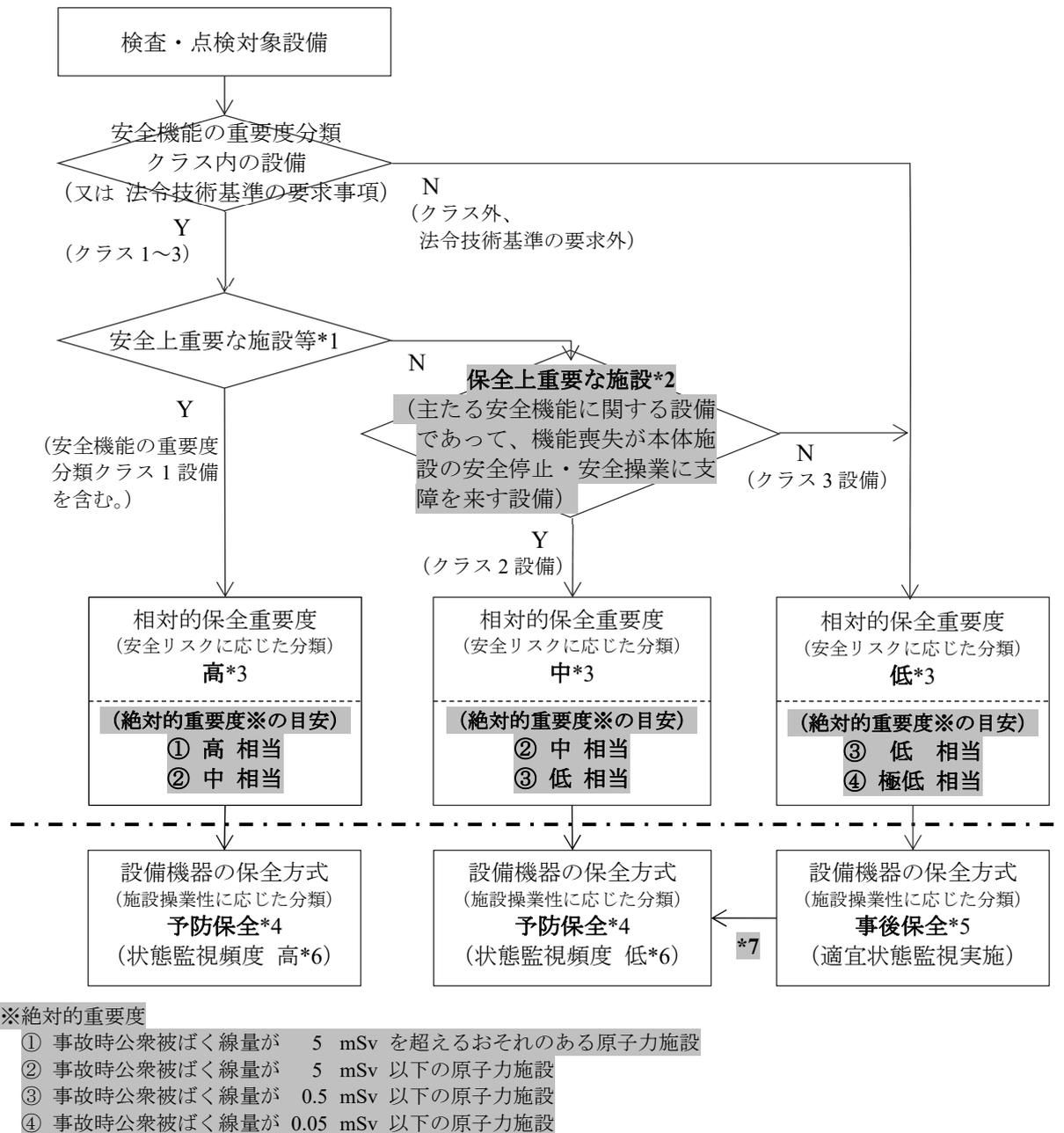


図3 (新) 保全重要度及び保全方式の分類

(図中及び注記の網掛け箇所は、新旧分類の比較のために付したもの。)

(分類に係る注記)

上記フローによる分類を基本とするが、施設ごとに、施設全体の事故時放射線影響の程度、設備機器の故障時における施設全体の安全性への影響、設備機器ごとの特殊性（取扱物の危険性等）及び保守性（運転保守経験、施設操業性、部品供給性等）、施設の状況（廃止措置、廃棄物埋設等の移行段階を含む。）等を勘案して決定する。

*1 安全上重要な施設を有しない試験研究炉においても、主たる安全機能のうち、臨界制御の重要性の観点から「止める」に関する設備は保全重要度「高」とする。（試験研究炉のグレーデッドアップローチの考え方より）

(つづく)

表4 保全方式選定表（目安）

保全方式	絶対的保全重要度（主な設備）	事故時公衆被ばく	事故時従事者被ばく*5	保全方法・検査確認方法
予防保全1	「高」（安全上重要な施設、原子炉停止系設備） 従前の施設定期検査対象に対する考え方	5mSv 超	50mSv 超	定期点検・計器校正 立会確認検査
予防保全2	「中」（高信頼性設備*1） 従前の施設定期検査対象に対する考え方	0.5mSv 超	5mSv 超	定期点検・計器校正 抜取確認検査
予防保全3	「低」（中信頼性設備*2） グレーデッドアプローチにより検査確認方法を合理化	0.05mSv 超	1mSv 超	定期点検・計器校正 記録確認検査
予防保全4	「極低」（低信頼性設備*3） グレーデッドアプローチにより検査確認方法を合理化	0.05mSv 以下	1mSv 以下	定期点検・計器校正 保安記録確認検査
事後保全1	「低」（低影響設備*4） 従前の巡視対象に対する考え方	0.05mSv 超	0.1mSv 超	(定期点検・計器校正*6) 巡視（従前頻度）
事後保全2	「極低」（極低影響設備*4） グレーデッドアプローチにより巡視頻度を合理化	0.05mSv 以下	0.1mSv 以下	(定期点検・計器校正*6) 巡視（頻度低減）

*1：故障により本体施設の安全停止・安全操業に支障を来す設備。

*2：故障しても運転操業停止や代替対応等により事象進展のおそれがない設備で、従事者被ばくの影響が大きいもの。

*3：故障しても運転操業停止や代替対応等により事象進展のおそれがない設備で、従事者被ばくの影響が小さいもの。

*4：故障しても機器交換や代替対応等により本体施設の安全性や操業性への影響が小さい設備。

*5：操業中又は保守中における単一の故障、誤動作又は誤操作（以下「故障等」という。）を起因とする現実的な機能喪失を想定し、発生確率の低い起因（多重の故障等による機能喪失、極めて壊れにくい静的機器の破損、大規模地震による複合損壊等）を除く。

（補足）

・ここで、「現実的な機能喪失」として「単一の故障等」のみを想定している理由は、多重の起因（事故発生＋放射線防護具不備）や多重の作業手順不備（ヒューマンエラー）を加味すると、内蔵する放射性物質の量だけで事故規模が決まり、かつ、発生確率の極めて小さい事故想定による影響評価となつて、合理的な保全重要度分類ができなくなるためである。したがって、この評価における事故想定では、放射線防護具の効果や作業手順の適正実施を期待する。また、深刻な手順不備による事故の場合は事故調査（法令報告等）の中で検証されることから、ここでは手順不備も考慮しない。

・上記の「現実的な事故想定」であれば、対象となる事故は、プルトニウムや使用済燃料を比較的多量かつ非密封（粉末、液体）で取り扱うグローブボックスのグローブ破損、排気フィルタ交換時の放射性物質飛散などが考えられる。この場合でも、多重・多段の防護措置、インターロック・フェイルセーフ機構の採用等により、基本、単一故障等では重大な放射線事故にならないよう設計されている。このため、従事者被ばくに関し、上表の「予防保全1又は2」に該当する設備機器はほとんどないと思われる。

（上表における事故時従事者被ばく線量の設定の考え方）

・50mSv：原子炉等規制法に基づく放射線業務従事者に対する年限度。5mSvは、その10分の1。

・1mSv：厚生労働省通達（平成24年8月10日付け基発0810第1号）に基づく労働基準監督署への報告基準。0.1mSvは、その10分の1。

*6：技術基準規則に該当する設備（検査対象）の中で、①法定点検が必要なもの（火災報知器等）、②警報検査が必要なもの（漏えい検知器等）、③計器監視が必要なもの（負圧監視等）、④状態監視・状況観察のみでよいもの（汚染確認、管理状況確認等）、のうち①～③が該当。

令和 5 年 1 月 1 1 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部

廃棄物処理場の新規制基準に係る施設全体の使用前確認証受領までの期間における
定期事業者検査の考え方について

1. 概要

令和 5 年 1 月現在、廃棄物処理場の新規制基準対応については多数の工事が必要であり、各工事に伴う詳細設計が多岐に渡ることから新規制基準対応に係る設計及び工事の計画の認可（設工認）申請を分割して実施し、段階的に設計及び工事を進めている。法令に基づき全ての使用前事業者検査終了後に施設全体に係る使用前確認証を受領する予定であり、保安規定の変更については使用前確認証受領時期に認可を受けるため、令和 5 年度を目途にまとめて申請する予定である。

廃棄物処理場は原子力科学研究所における共通施設として、新規制基準対応完了前においても原子炉施設の維持管理に係る放射性廃棄物の処理・保管廃棄を行うことが必要である。そのため、各設備機器の設工認申請書において、「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方（平成 25 年 1 月 6 日原子力規制庁。平成 30 年 1 月 12 日改正）に基づき、使用前事業者検査終了後に工事の一環における利用として、原子炉施設の維持管理に不可欠な活動により発生する放射性廃棄物の処理・保管廃棄に使用する」旨、記載しており、個別の使用前事業者検査終了後に、順次、当該目的のための使用を開始している。

2. 定期事業者検査の考え方

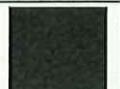
使用前事業者検査を実施する設備機器は、使用前確認証受領後に使用を開始し、定期事業者検査を実施することとなっている。

しかしながら、廃棄物処理場は 1. に示すとおり順次使用を開始していることから、新規制基準に伴い新たに設置した設備機器については、個別の使用前事業者検査実施後、施設全体に係る使用前確認証受領までの期間において、定期事業者検査の対象とすべきか否かについて検討した。

その結果、以下の考え方に基づき、定期事業者検査の対象外とした。

- 1) 法令に基づく使用の開始が承認されていない。
- 2) 液体廃棄物の廃棄設備の漏えい警報装置（設工認その 6）の設工認申請書において、当該設備の運用は保安規定に定めることを記載しているが、保安規定は認可されていない。

なお、以上のことから定期事業者検査を実施しないこととするが、一定の期間、法令技術基準規則に適合している状態を維持する必要があるため、保守担当課により、設備保全整理表に基づく保全活動（自主的な点検）を継続して実施する。

承認	同意	確認	確認	作成	作成	作成	作成	作成
バックエンド 技術部長	原子炉主任 技術者	工務技術 部長	放射線管理 部長	放射性廃棄物 管理第1課長	放射性廃棄物 管理第2課長	高減容処理 技術課長	工務第1 課長	放射線管理 第2課長
								
R4/9/17	R4/9/17	R4/9/15	R4/9/15	R4/9/15	R4/9/15	R4/9/15	R4/9/15	R4/9/15

廃棄物処理場（原子炉施設） 施設管理実施計画

令和 4年 9月

原子力科学研究所

バックエンド技術部

工務技術部

放射線管理部

放射性廃棄物管理第1課

放射性廃棄物管理第2課

高減容処理技術課

工務第1課

放射線管理第2課

回	改定履歴	施行年月日
0	新規制定	令和2年5月20日
1	設備保全整理表及び検査要否整理表の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・一部検査項目及び点検項目の見直し、廃止措置施設における検査項目の削除 ・放射線管理部の要領書の変更 ・その他、記載の適正化 	令和2年8月5日
2	設備保全整理表及び検査要否整理表の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備機器の名称の見直し ・バックエンド技術部保守担当課の要領書の変更 	令和2年8月26日
3	(1)施設管理実施計画（本文）の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理実施計画の始期及び期間の明確化 ・放射性廃棄物管理第2課長の設備保全整理表及び検査要否整理表の作成方法の詳細化 ・その他、記載の適正化 (2)設備保全整理表及び検査要否整理表の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・「保全文書の策定等に関するガイド」の改定に基づく保全方式の一部見直し ・第2廃棄物処理棟の一部処理設備の停止に伴う検査項目の見直し ・排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・Lの保全対象設備の追加 ・その他、記載の適正化 	令和3年7月13日
4	(1)施設管理実施計画（本文）の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・その他、記載の適正化 (2)設備保全整理表及び検査要否整理表の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準対応に係る機器の整理 ・中長期保全の追加 ・その他、記載の適正化 	令和4年5月31日
5	(1)施設管理実施計画（本文）の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし (2)設備保全整理表及び検査要否整理表の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理最適化タスクフォースの方針を踏まえた保全重要度の見直し ・新規制基準対応に係る機器の追加 ・その他、記載の適正化 	令和4年7月25日

回	改定履歴	施行年月日
6	<ul style="list-style-type: none">・「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」の改正に伴う施設管理の有効性評価及び改善の追加、並びに記載の適正化・「原子力科学研究所施設管理実施計画に係る保全文書策定要領」の呼び出しの追加・「原子力科学研究所保全有効性評価要領」の名称の変更・設備保全整理表及び検査要否整理表を新たに策定するため、施設管理実施計画から削除	令和4年9月7日

(目的)

第1条 本計画は、廃棄物処理場（原子炉施設）の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」（以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

- 2 前項の定期事業者検査の時期については、原子力科学研究所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第3編第4条の定めにより、毎年度、当該年度に先立ち作成する廃棄物処理場の「年間処理計画」に定める。また、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、保安規定第3編第5条の定めにより、月ごとに、廃棄物処理場の「処理実施計画」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、前項の計画の作成に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに「バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管する廃棄物処理場の本体施設、特定施設及び放射線管理施設の使用前事業者検査を伴う修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、保安規定第3編第29条の定めにより、「修理及び改造計画」を作成し、それに基づき業務を実施する。

- 2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」並びにバックエンド技術部、工務技術部又は放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」及び「設計・開発管理要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管する廃棄物処理場の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第3編第14条（作業中の巡視）、第22条（汚染除去作業に係る点検及び巡視）、第25条（巡視）及び保安規定第2編第38条（放射線測定機器の維持点検及び巡視）に定める保全のための巡視を、保安規定第3編第7条に基づき定める「廃棄物処理場本体施設運転手引」及び「廃棄物処理場特定施設運転手引」並びに保安規定第2編第9条に基づき定める「放射線管理手引（施設放射線管理編）」、その他下部要領に基づき行う。

- 2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の巡視の計画及び実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びにバックエンド技術部、工務技術部又は放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ニ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管する廃棄物処理場の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第3編第22条の9第1項及び原子力科学研究所の「施設管理実施計画に係る保全文書策定要領」に基づき、当該施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定し、それに基づき業務を実施する。なお、放射性廃棄物管理第2課長は、「廃棄物処理場本体施設運転手引」において処理運転の停止を明記した設備について、機器の残存リスクを考慮したうえで「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定する。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の保全計画に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。また、点検、検査等の実施頻度及び時期については、第2条の年間処理計画及び処理実施計画の記載に代えることができる。

3 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項の点検、検査等の計画及び実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」並びにバックエンド技術部、工務技術部又は放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」、「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「試験・検査の管理要領」に基づき、必要な手続きを行う。さらに、定期事業者検査及び使用前事業者検査にあつては、保安規定第3編第27条の定めにより原子力施設検査室長が策定する廃棄物処理場の「定期事業者検査計画書」及び「定期事業者検査要領書」並びに保安規定第3編第29条の2の定めにより原子力施設検査室長が策定する「使用前事業者検査計画書」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき、必要な手続きを行い、検査を受検する。

(第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置)

第6条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管する廃棄物処理場の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、第3条の工事及び第5条の点検、検査等を実施する際は、原子力科学研究所の「放射線安全取扱手引」、「廃棄物処理場本体施設運転手引」、「廃棄物処理場特定施設運転手引」、「放射線管理手引(施設放射線管理編)」、その他関連要領及び下部要領の定めにより、保安の確保のために必要な措置を講じる。

2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の措置の計画及び実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及びバックエンド技術部、工務技術部又は放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ヘ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価)

第7条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管する廃棄物処理場の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視、第5条の点検、検査等の結果について、保安規定第3編第22条の11及び第22条の12、原子力科学研究所の「施設管理及び保全有効性評価要領」、並びにバックエンド技術部、工務技術部又は放射線管理部の「設計・開発管理要領」に基づき、確認及び

評価を行う。

- 2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認及び評価に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びにバックエンド技術部、工務技術部又は放射線管理部の「設計・開発管理要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

第8条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管する廃棄物処理場の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第3編第22条の11及び第22条の12、並びに原子力科学研究所の「施設管理及び保全有効性評価要領」に基づき、必要な改善を行う。

- 2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の改善の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに「不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「水平展開要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管する廃棄物処理場の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、原子力科学研究所、バックエンド技術部、工務技術部又は放射線管理部それぞれの「文書及び記録の管理要領」に基づき、管理する。

承認	確認	確認	作成	作成	作成	作成	作成
バックエンド 技術部長	工務技術 部長	放射線管理 部長	放射性廃棄物 管理第1課長	放射性廃棄物 管理第2課長	高減容処理 技術課長	工務第1 課長	放射線管理 第2課長
							
R4/12/6	R4/12/6	R4/12/6	R4/12/6	R4/12/6	R4/12/6	R4/12/6	R4/12/6

廃棄物処理場

(設備保全整理表、検査要否整理表)

(原子炉施設)

令和 4年 12月

原子力科学研究所

バックエンド技術部

放射性廃棄物管理第1課

放射性廃棄物管理第2課

高減容処理技術課

工務技術部

工務第1課

放射線管理部

放射線管理第2課

回	改定履歴	施行年月日
0	施設管理実施計画から削除し、新たに「廃棄物処理場（設備保全整理表、検査要否整理表）」として策定する。なお、設備保全整理表及び検査要否整理表については、施設管理実施計画（改定5）から変更はない。	令和4年9月7日
1	新規制基準対応の進捗を踏まえ、使用前事業者検査及び使用前確認が終了した設工認（その6）に係る機器を追加する。	令和4年11月1日
2	新規制基準対応に係る一部設備機器の保全の変更に伴い、記載の見直しを行う。	令和4年12月6日
3		
4		
5		

廃棄物処理場
設備保全整理表及び検査要否整理表

目次

- 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く）及び減容処理棟を除く）
（設備保全整理表、検査要否整理表）（原子炉施設）
 - ・第1廃棄物処理棟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第1廃棄物処理棟-設備保全-1～3
第1廃棄物処理棟-検査要否-1～10
 - ・第3廃棄物処理棟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第3廃棄物処理棟-設備保全-1～3
第3廃棄物処理棟-検査要否-1～11
 - ・汚染除去場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・汚染除去場-設備保全-1～2
汚染除去場-検査要否-1～10
 - ・排水貯留ポンド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・排水貯留ポンド-設備保全-1～2
排水貯留ポンド-検査要否-1～10
 - ・保管廃棄施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保管廃棄施設-設備保全-1～2
保管廃棄施設-検査要否-1～10

- 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）（設備保全整理表、検査要否整理表）（原子炉施設）
 - ・第2廃棄物処理棟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第2廃棄物処理棟-設備保全-1～4
第2廃棄物処理棟-検査要否-1～12

- 廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く）及び減容処理棟）
（設備保全整理表、検査要否整理表）（原子炉施設）
 - ・解体分別保管棟（ただし、保管室を除く）・・・・・・・・解体分別保管棟-設備保全-1～2
解体分別保管棟-検査要否-1～10
 - ・減容処理棟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・減容処理棟-設備保全-1～4
減容処理棟-検査要否-1～11

廃棄物処理場

(第2 廃棄物処理棟、解体分別保管棟 (ただし、
保管室を除く) 及び減容処理棟を除く)

(設備保全整理表、検査要否整理表)

(原子炉施設)

廃棄物処理場（第1廃棄物処理棟）の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器					供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）					中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)*1) (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新改造	要領書 索引番号						
ト、放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄設備	排風機（ファン）	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（風量）（第17条第1項第1号、第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第1項第2号、 第35条第1項第4号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	特自点、特運	-	-	-		工務第1課			
			ダクト、ダンパ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第1項第2号、 第35条第1項第4号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	特自点、特運	-	-	-		工務第1課			
			フィルタ装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（捕集効率）（第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第1項第2、3号、 第35条第1項第4、5号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	特自点、特運	-	-	-		工務第1課			
			排気筒	低	(極低)	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第4号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課			
	液体廃棄物の廃棄設備	洗浄液ビットNo.1	貯槽本体	液位計	低	(極低)	時間※ ⁺²⁾	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、 第35条第1項第1、6号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
				漏えい警報装置	低	(極低)	時間※ ⁺²⁾			(△年1回)	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
				ポンプ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、 第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
				配管類	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、 第35条第1項第1、6号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
				洗浄液ビットNo.2	貯槽本体	液位計	低	(極低)	時間※ ⁺²⁾	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、 第35条第1項第1、6号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
						漏えい警報装置	低	(極低)	時間※ ⁺²⁾			(△年1回)	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
						ポンプ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、 第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
						配管類	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、 第35条第1項第1、6号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
		屋内排水槽	貯槽本体	液位計	低	(極低)	時間※ ⁺²⁾	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、 第35条第1項第1、6号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
				漏えい警報装置	低	(極低)	時間※ ⁺²⁾			(△年1回)	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
				ポンプ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、 第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
				配管類	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、 第35条第1項第1、6号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
		固体廃棄物の廃棄設備	焼却処理設備	焼却炉	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（作動（インターロック））（第35条第1項第7号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
				廃棄物投入器	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
				廃棄物供給機	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
				焼却炉予熱器	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
	一次セラミックフィルタ			低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課			
	二次セラミックフィルタ			低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課			
	高性能フィルタ			低	(極低)	時間※	△保安記録確認（捕集効率）（第35条第1項第7号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課			
	排気洗浄塔			低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	○運転期間 約10年/1回 (開放点 検) (次回：令 和10年度以 降実施)	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
	灰取出し装置			低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課			
	排気冷却器			低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課			
	排気プロアA			低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	○運転期間 約5年/1回 (開放点 検) (前回：平 成29年度実 施) (次回：令 和5年度以 降実施)	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
排気プロアB	低			(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	○運転期間 約5年/1回 (開放点 検) (前回：平 成29年度実 施) (次回：令 和5年度以 降実施)	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課			
配管類	低			(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課				
工業計器	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課						

廃棄物処理場（第1廃棄物処理棟）の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器					供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 （施設）	中項目 （設備）	小項目 （機器）	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目 （法令技術基準に関する事項）*1 （●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 （◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等）	要領書 索引番号	点検補修	更新改造	要領書 索引番号			
ト、放射性廃棄物の 廃棄施設	その他の設備（安全機能関係）建家	放射線管理設備	排気筒ダストモニタ	低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第8条第1項、第19条第2項、第21条第4号ハ、第35条第2項第1号、第36条第2項）	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
			ハンドフットクロスモニタ	低	（極低）	事後	○警報検査（第31条第1号、第41条）	定事検、放自検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	—	更新未定	—		放射線管理第2課 線量管理課
			ガンマ線サーベイメータ	低	（極低）	事後			（◎年次）	原炉保、放管手引1、放管手引2	—	—	—		放射線管理第2課 線量管理課
			表面汚染検査用サーベイメータ	低	（極低）	事後			（◎年次）	原炉保、放管手引1、放管手引2	—	—	—		放射線管理第2課 線量管理課
			放射能測定装置	低	（極低）	事後			（○年次）	放管手引1、管計	—	—	—		放射線管理第2課
			その他の設備（支援設備）	受変電設備	高圧電気設備	低	（極低）	事後			（△年1回） （◎作業開始前、作業終了後）	特自点、特運	—	—	—
		火災防止設備	ガス漏れ検知器	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
			防火ダンパ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第21条第1項第4号ハ）	定事検	△年1回	特自点	—	—	—		工務第1課

*1)（ ）内は技術基準規則の該当条項である。

*2) 定期事業者検査対象外ではあるが、設工認対象の設備機器として使用前事業者検査を終了しており、法令技術基準に適合している状態を維持する必要があるため、保全方式を「時間※」とする。

原子炉施設（廃棄物処理場（第1廃棄物処理棟））の要領書リスト

種別	要領書・成績書（略称可）			保管場所		担当課	備考
	種類	索引番号	名称（章・節）	要領書	成績書（今年度、過去分）		
検査	定期事業者検査	定事検	原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査要領書（令和 年度）	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室	
	自主検査	放自検	定期事業者検査に係る自主検査要領書（廃棄物処理場（放射線管理設備））	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
点検	点検	廃1①	放射性廃棄物管理第1課の自主点検要領（（科バ1）QAM-710-018）	放射性廃棄物管理第1課保管棚	同左	放射性廃棄物管理第1課	
		特運	廃棄物処理場特定施設運転手引（（科工）QAM-710-101）	工務管理棟技術管理課居室	第2廃棄物処理棟工務第1課居室	工務第1課	
		特自点	廃棄物処理場特定施設の自主点検要領（（科工1）QAM-710-104）	工務管理棟工務第1課居室	第2廃棄物処理棟工務第1課居室	工務第1課	
		原炉保	原子力科学研究所原子炉施設保安規定 第2編 放射線管理	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		放管手引1	放射線管理手引（施設放射線管理編）（科放）QAM-710-002	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
		放管手引2	放射線管理手引（放射線測定機器管理編）（科放）QAM-710-004	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		管計	管理用計測機器の点検要領（科放1放2）QAM-710-003	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
中長期保守	—	—	—	—	—	—	

定期事業者検査要否整理表（試験研究炉_廃棄物処理場_第1廃棄物処理棟）

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 （●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし）		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたもの でなければならない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	○ 同時確認	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・設備ごとに据付状況について、点検の記録確認により行う。	・気体廃棄設備 ・排気筒 ・焼却処理設備 ・洗浄液ピットNo. 1 ・洗浄液ピットNo. 2 ・屋内排水槽 ・建家
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 同時確認	－	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 知見考慮	－	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 津波 （試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	▲	－	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 （地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・自然現象（風（台風）、凍結、積雪）に対する設備及び建家の状況については、点検の記録確認により行う。	・建家（風（台風）、凍結、積雪）
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの （故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	－	－	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入 、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為 （不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、 適切な措置が講じられたもの でなければならない。	●	－	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	○ 同時確認	－	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	－	－	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
11	機能の確認等	<p>第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	○ 同時確認	○ 同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 関係条項の検査が行えることでもって代える。 設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮されていることを確認する。 機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。 	・各施設、各機器等
12	材料及び構造等	<p>第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p>	●	●	<p>【保安記録確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動的機器について、構造強度が確保されていること（劣化状況）の確認は、点検の記録確認により行う。 静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること（劣化状況）の確認は、点検の記録確認により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄液ピットNo. 1 洗浄液ピットNo. 2 屋内排水槽
		<p>二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p>	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		<p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p>	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		<p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p>	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		<p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</p>	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		<p>2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。</p>	▲	●	<p>【保安記録確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃液貯槽等の漏えいの有無について、点検の記録確認により行う。 漏えいの有無を確認できない部分がある場合には、外観確認（漏えい痕跡）等に代える。 「著しい漏えい」とは、「放射線業務従事者に過度の放射線被ばくをもたらす漏えい」と解される。（試験炉許可基準規則の「実験設備等」の解説より） 	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄液ピットNo. 1 洗浄液ピットNo. 2 屋内排水槽
<p>3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。</p>	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し		
13	安全弁等	<p>第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条第二項において「安全弁等」という。）が必要な箇所に設けられていなければならない。</p>	▲	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
14	逆止め弁	<p>第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。</p>	▲	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
15	放射性物質による汚染の防止	<p>第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。</p>	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		<p>2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。</p>	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		<p>3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。</p>	△ 同時確認	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
15	放射性物質による汚染の防止(続き)	4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	●	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイライン線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	●	—	・該当する設備等を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	●	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	●	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認】 ・換気能力に係る排風機の風量について、点検の記録確認により行う。	・排風機(気体廃棄設備)
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。	○ 同時確認	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・気体廃棄設備の構造について、点検の記録確認により行う。	・排風機(気体廃棄設備) ・ダクト、ダンパ(気体廃棄設備) ・フィルタ装置(気体廃棄設備)
		三 ろ過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	●	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ろ過装置の構造について、点検の記録確認により行う。	・フィルタ装置(気体廃棄設備)
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	○ 同時確認	—	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	●	【保安記録確認】 ・床等の外観について、点検の記録確認により行う。	・建家(床等)
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
21	安全設備 (続き)	三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される 全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用すること。	●	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。	▲	●	【保安記録確認】 ・防火ダンパ及び建家（耐火壁、耐火扉）の外観については、点検の記録確認により行う。	・防火ダンパ ・建家（耐火壁、耐火扉）
		五 前号口の消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を 安全に停止させるための機能を損なわないものであること。	○ 知見考慮	—	・該当する機能を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物 により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、 防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。	▲	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
22	炉心等	第二十二條 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するもの でなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる 負荷に耐えられるもの でなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないように設置されたもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
23	熱遮蔽材	第二十三條 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が 中性子照射 を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の 安全に支障を及ぼすおそれがないこと。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないこと。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
24	一次冷却材	第二十四條 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するもの でなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
25	核燃料物質取扱設備	第二十五條 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」と総称する。）を 取り扱う能力を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が 溶融しないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 取扱中に燃料体等が 破損するおそれがないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における 衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める 線量当量率を超えないものであること。 ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により 燃料体等の落下を防止できること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等を 貯蔵することができる容量を有すること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有するものであること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 崩壊熱を安全に除去し得るものであること 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないものであること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の 流体を循環させる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあっては、運転時における原子炉容器の 液位を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。）にあっては、原子炉容器内の 圧力を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に含まれる 放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の 残留熱を除去する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる 非常用冷却設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 前二号の設備により除去された熱を 最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の 漏えいを検出する装置が設けられていなければならない 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
29	液位の保持等	第二十八条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあっては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる 負荷に耐えるものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにおいて、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の 設計水位を確保できるものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 炉周期	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
30	計測設備 (続き)	三 制御棒(固体の制御材をいう。以下同じ。)の位置	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	●	●	【警報検査】	・排気筒ダストモニタ
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要。	無し
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要。	無し
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいするおそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物(試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。)の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統 (続き)	□ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の 異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による 二以上の独立した系統を有するものであること。 ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる 制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 制御棒を用いる場合にあつては、一本の 制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の 特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が 反応度を増加させる方向に動かないものであること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を 損壊することがないものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。）に対して 炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられていなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 原子炉制御室は、従事者が設計基準事故時に 容易に避難できる構造でなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な 放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、 原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。 ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る排風機の風量について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・廃棄能力に係るフィルタ装置の捕集効率について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・据付状況、構造等に係る設備の外観については、点検の記録確認により行う。 ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。	・排風機（気体廃棄設備） ・フィルタ装置（気体廃棄設備） ・液体廃棄設備 ・液位計 洗浄液ピットNo.1 洗浄液ピットNo.2 屋内排水槽
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	●	—	・化学薬品等の管理について、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・排風機、ダクト、ダンパ、フィルタ装置、排気筒の外観について、点検の記録確認により行う。	・排風機（気体廃棄設備） ・ダクト、ダンパ（気体廃棄設備） ・フィルタ装置（気体廃棄設備） ・排気筒
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	●	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ろ過装置の構造について、点検の記録確認により行う。	・フィルタ装置（気体廃棄設備）
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・液体廃棄設備の系統について、点検の記録確認により行う。	・液体廃棄設備

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
35	廃棄物処理設備 (続き)	七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が 散逸し難いものであること 。	●	●	【保安記録確認】 ・計器の校正について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・インターロックの作動について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・捕集効率について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・据付状況、構造等に係る設備の外観については、点検の記録確認により行う。	・工業計器 焼却処理設備 ・焼却処理設備 ・高性能フィルタ 焼却処理設備 ・焼却処理設備
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の 床面及び壁面 は、液体状の放射性廃棄物が 漏えいし難いものであること 。	▲	●	【保安記録確認】 ・床・壁の外観については、点検の記録確認により行う。	・建家（床・壁）
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその 受け口に導かれる構造 であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための 堰が設けられていること 。	▲	●	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための 堰が設けられていること 。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を 保管廃棄する容量を有すること 。	●	—	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		二 放射性廃棄物が 漏えいし難い構造 であること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する 熱に耐え 、かつ、放射性廃棄物に含まれる 化学薬品 の影響その他の要因により著しく 腐食するおそれがないこと 。	▲	—	・化学薬品等の管理について、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による 汚染が広がらないように設置されたもの でなければならない。	●	●	【保安記録確認】 ・汚染拡大防止のための床・壁等の状況については、点検の記録確認により行う。	・建家（床・壁等）
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を 負圧状態に維持し得るもの であり、かつ、所定の 漏えい率を超えることがないものであること 。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される 放射性物質を低減するもの であること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、 試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に 反応度が異常に投入されないものであること 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
38	実験設備等 (続き)	三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	●	—	・但し書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	●	【警報検査】 ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。	・排気筒ダストモニタ ・漏えい警報装置 洗浄液ピットNo.1 洗浄液ピットNo.2 屋内排水槽
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	—	・共通施設として実施するため、放射性廃棄物処理場として定期事業者検査は実施しない。	無し

廃棄物処理場（第3廃棄物処理棟）の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器					供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）			中長期保全（通常の検査間隔12月間を超えない期間での保全）			備考	担当課室					
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ¹⁾ ●立会確認、◎故障確認、○記録確認、△保安記録確認	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新改造			要領書 索引番号				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄設備	排風機（ファン）	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（風量）（第17条第1項第1号、第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第1項第2号、第35条第1項第4号）		定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後		特自点 特運	-	-	-		工務第1課	
			ダクト、ダンパ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第1項第2号、第35条第1項第4号）		定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後		特自点 特運	-	-	-		工務第1課	
			フィルタ装置	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（捕集効率）（第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第1項第2号、第35条第1項第4号）		定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後		特自点 特運	-	-	-		工務第1課	
			排気筒	低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第4号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
	液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯槽・I	貯槽本体	低	（極低）	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	△3年1回 （開放点 検） 前回・令和 2年度実施 次回・令和 5年度予定	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			液位計	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			漏えい警報装置 （検知器～制御室監視盤）	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（警報）（第41条）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			漏えい警報装置 （検知器～中央警備室）	低	（極低）	時間※ ²⁾				（△年1回）		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			ポンプ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			配管類	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
		処理済廃液貯槽	貯槽本体	低	（極低）	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	△3年1回 （開放点 検） 前回・令和 2年度実施 次回・令和 5年度予定	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			液位計	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			漏えい警報装置 （検知器～制御室監視盤）	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（警報）（第41条）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			漏えい警報装置 （検知器～中央警備室）	低	（極低）	時間※ ²⁾				（△年1回）		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			ポンプ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			配管類	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
	集水槽	貯槽本体	低	（極低）	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
		液位計	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
		漏えい警報装置 （検知器～制御室監視盤）	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（警報）（第41条）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
		漏えい警報装置 （検知器～中央警備室）	低	（極低）	時間※ ²⁾				（△年1回）		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
		ポンプ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
		配管類	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
	蒸発処理装置・I	廃液タンク	廃液タンク	低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			廃液供給槽	低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	△3年1回 （開放点 検） 前回・令和 2年度実施 次回・令和 5年度予定	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			蒸発缶	低	（極低）	時間	△保安記録確認（処理能力）（第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	△3年1回 （開放点 検） 前回・令和 2年度実施 次回・令和 5年度予定	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			ミスト分離器	低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			充填塔	低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			凝縮器	低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
オフガス処理装置			低	（極低）	時間※	△保安記録確認（捕集効率）（第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
凝縮液貯槽・I			低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
濃縮液貯槽			低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	△3年1回 （開放点 検） 前回・令和 2年度実施 次回・令和 5年度予定	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
工業計器			低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
漏えい警報装置 （検知器～制御室監視盤）			低	（極低）	時間※	△保安記録確認（警報）（第41条）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
漏えい警報装置 （検知器～中央警備室）			低	（極低）	時間※ ²⁾				（△年1回）		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課		
ポンプ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課				
配管類	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号）		定事検	△年1回		廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課				

廃棄物処理場（第3廃棄物処理棟）の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器					供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）			中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目（法令技術基準に関する事項）*1) ●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新改造			要領書 索引番号	
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	セメント固化装置	計量槽	低 (極低)	時間	△保安記録確認(外観) (第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号)	定事検	△年1回	廃1①	△5年1回 (開放点 検) 前回、令和 2年度実施 次回、令和 7年度予定	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			スラッジタンク	低 (極低)	時間	△保安記録確認(外観) (第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			混練用ミキサ	低 (極低)	時間※	△保安記録確認(外観) (第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号)	定事検	△年1回	廃1①	△5年1回 (開放点 検) 前回、令和 2年度実施 次回、令和 7年度予定	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			ドラム詰装置	低 (極低)	時間※	△保安記録確認(外観) (第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			排気設備	低 (極低)	時間※	△保安記録確認(外観) (第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			工業計器	低 (極低)	時間※	△保安記録確認(校正) (第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			漏えい警報装置 (検知器~制御室監視盤)	低 (極低)	時間※	△保安記録確認(警報) (第41条)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			漏えい警報装置 (検知器~中央警備室)	低 (極低)	時間※*2)			(△年1回)	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			ポンプ	低 (極低)	時間※	△保安記録確認(外観) (第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			配管類	低 (極低)	時間※	△保安記録確認(外観) (第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
	その他の設備 (安全機能関係)	建家		低 (極低)	時間	△保安記録確認(外観) (第6条第1項、第8条第1項、第19条第2項、第21条第1項第4号ハ、第35条第2項第1号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
		放射線管理設備	排気筒ガストモニタ	低	時間※	○警報検査(第31条第1号、第41条)	定事検、放自検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 総量管理課	
			室内ガストモニタ	低 (極低)	時間※	△保安記録確認(校正) (第31条第3号)	定事検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 総量管理課	
			ガンマ線エリアモニタ	低 (極低)	時間※	△保安記録確認(校正) (第31条第3号、第41条)	定事検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 総量管理課	
			ハンドフットクロスモニタ	低 (極低)	事後			(◎年次)	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 総量管理課	
			ガンマ線サーベイメータ	低 (極低)	事後			(◎年次)	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 総量管理課	
			表面汚染検査用サーベイメータ	低 (極低)	事後			(◎年次)	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 総量管理課	
	放射能測定装置	低 (極低)	事後			(○年次)	放管手引1、管計	-	-	-		放射線管理第2課 総量管理課			
	その他の設備 (支援設備)	受変電設備	低 (極低)	事後			(△年1回) (◎作業開始前、作業終了後)	特自点 特運	-	-	-		工務第1課		

*1) () 内は技術基準規則の該当事項である。

*2) 定期事業者検査対象外ではあるが、設工認対象の設備機器として使用前事業者検査を終了しており、法令技術基準に適合している状態を維持する必要があるため、保全方式を「時間※」とする。

原子炉施設（廃棄物処理場（第3廃棄物処理棟））の要領書リスト

種別	要領書・成績書（略称可）			保管場所		担当課	備考
	種類	索引番号	名称（章・節）	要領書	成績書（今年度、過去分）		
検査	定期事業者検査	定事検	原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査要領書（令和 年度）	原子力施設検査室	同左	原子力施設検査室	
	自主検査	放自検	定期事業者検査に係る自主検査要領書（廃棄物処理場（放射線管理設備））	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
点検	点検	廃1①	放射性廃棄物管理第1課の自主点検要領（(科バ1)QAM-710-018）	放射性廃棄物管理第1課保管棚	同左	放射性廃棄物管理第1課	
		特自点	廃棄物処理場特定施設の自主点検要領（(科工1)QAM-710-104）	工務管理棟工務第1課居室	第2廃棄物処理棟工務第1課居室	工務第1課	
		特運	廃棄物処理場特定施設運転手引（(科工)QAM-710-101）	工務管理棟技術管理課居室	第3廃棄物処理棟工務第1課居室	工務第1課	
		原炉保	原子力科学研究所原子炉施設保安規定 第2編 放射線管理	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		放管手引1	放射線管理手引（施設放射線管理編）（科放）QAM-710-002	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
		放管手引2	放射線管理手引（放射線測定機器管理編）（科放）QAM-710-004	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		管計	管理用計測機器の点検要領（科放1放2）QAM-710-003	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
中長期保守	—	—	—	—	—	—	

定期事業者検査要否整理表（試験研究炉_廃棄物処理場_第3廃棄物処理棟）

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたもの でなければならない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	○ 同時確認	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・設備ごとに据付状況について、点検の記録確認により行う。	・気体廃棄設備 ・排気筒 ・蒸発処理装置・I ・セメント固化装置 ・廃液貯槽・I ・処理済廃液貯槽 ・集水槽
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 同時確認	－	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 知見考慮	－	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 津波 （試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	▲	－	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 （地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・自然現象（風（台風）、凍結、積雪）に対する設備及び建家の状況については、点検の記録確認により行う。	・建家（風（台風）、凍結、積雪）
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて 人為によるもの （故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	－	－	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入 、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為 （不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、 適切な措置が講じられたもの でなければならない。	●	－	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	—	—	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための 保守又は修理ができるもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・関係条項の検査が行えることでもって代える。 ・設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮されていることを確認する。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。	・各施設、各機器等
12	材料及び構造等	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の 材料及び構造 は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される 強度及び耐食性を確保できるものであること 。	●	●	【保安記録確認】 ・動的機器について、構造強度が確保されていること（劣化状況）の確認は、点検の記録確認により行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること（劣化状況）の確認は、点検の記録確認により行う。	・蒸発処理装置・I ・セメント固化装置 ・廃液貯槽・I ・処理済廃液貯槽 ・集水槽
		二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		ハ 適切な強度を有するものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを あらかじめ確認したものにより溶接したものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに 耐え、かつ、著しい漏えいがないもの でなければならない。	▲	●	【保安記録確認】 ・廃液貯槽等の漏えいの有無については、点検の記録確認により行う。 ・漏えいの有無を確認できない部分がある場合には、外観確認（漏えい痕跡）等に代える。 ・「著しい漏えい」とは、「放射線業務従事者に過度の放射線被ばくをもたらす漏えい」と解される。（試験炉許可基準規則の「実験設備等」の解説より）	・蒸発処理装置・I ・セメント固化装置 ・廃液貯槽・I ・処理済廃液貯槽 ・集水槽
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、 監視試験片を備えたもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する 安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条第二項において「安全弁等」という。）が必要な箇所に設けられていなければならない 。	▲	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、 逆止め弁が設けられていなければならない 。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により 汚染するおそれがある管理区域内の床面がないもの でなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	●	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の 空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたもの でなければならない。	●	—	・該当する設備等を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有するもの であること。	●	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、 放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること 。	●	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるもの であること。	○ 知見考慮	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力を有するもの であること。	●	●	【保安記録確認】 ・換気能力に係る排風機の風量について、点検の記録確認により行う。	・排風機（気体廃棄設備）
		二 放射性物質により汚染された空気が 漏えい及び逆流のし難い構造 であるものであること。	○ 同時確認	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・気体廃棄設備の構造について、点検の記録確認により行う。	・排風機（気体廃棄設備） ・ダクト、ダンパ（気体廃棄設備） ・フィルタ装置（気体廃棄設備）
		三 ろ過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	○ 同時確認	●	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ろ過装置の構造について、点検の記録確認により行う。	・フィルタ装置（気体廃棄設備）
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を 吸入し難いように設置されたもの であること。	○ 同時確認	—	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における 溢水 の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ 漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	●	【保安記録確認】 ・床等の外観について、点検の記録確認により行う。	・建家（床等）

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明 （前号の避難用の照明を除く。）及びその 専用の電源	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において 共用し、又は相互に接続するものであってはならない 。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、 多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること 。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される 全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用すること 。	●	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること 。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること 。	▲	●	【保安記録確認】 建家（耐火壁、耐火扉）の外観については、点検の記録確認により行う。	・建家（耐火壁、耐火扉）
		五 前号口の 消火を行う設備 は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を 安全に停止させるための機能を損なわないものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する機能を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物 により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、 防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること 。	▲	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し		
22	炉心等	第二十二条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる 負荷に耐えられるものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
23	熱遮蔽材	第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が 中性子照射 を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより 熱遮蔽材が設けられていなければならない 。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の 安全に支障を及ぼすおそれがないこと 。 二 冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないこと 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
24	一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
25	核燃料物質取扱設備	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」と総称する。） を取り扱う能力を有するものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が 溶融しないものであること。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 取扱中に燃料体等が 破損するおそれがないものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における 衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める 線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により 燃料体等の落下を防止できること。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。 ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等を 貯蔵することができる容量を有すること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。 ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有するものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の崩壊熱を 安全に除去し得るものであること。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。 ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。 ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の流体を循環させる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器の液位を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。）にあつては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
29	液位の保持等	第二十八条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の設計水位を確保できるものでなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 炉周期	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒（固体の制御材をいう。以下同じ。）の位置	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	●	●	【警報検査】 ・排気筒ダストモニタ	

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
31	放射線管理施設 (続き)	二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要。	無し
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	●	【保安記録確認(校正)】 ・ガンマ線エリアモニタ及び室内ダストモニタの点検校正記録について記録確認を行う。	・ガンマ線エリアモニタ ・室内ダストモニタ
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいするおそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物(試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。)の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御棒を用いる場合にあっては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統 (続き)	四 制御棒を用いる場合にあっては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かないものであること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。）に対して炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室が設けられていなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 原子炉制御室は、従事者が設計基準事故時に容易に避難できる構造でなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る排風機の風量について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・廃棄能力に係るフィルタ装置の捕集効率について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・処理能力について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・計器の校正について、点検の記録確認により行う。	・排風機（気体廃棄設備） ・フィルタ装置（気体廃棄設備） ・蒸発処理装置・I（蒸発缶） ・液位計 廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
35	廃棄物処理設備 (続き)		●	●	【保安記録確認】 ・捕集効率について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・据付状況、構造等に係る設備の外観については、点検の記録確認により行う。	・工業計器 蒸発処理装置・I セメント固化装置 ・蒸発処理装置・I オフガス処理装置 ・液体廃棄設備
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	●	—	・化学薬品等の管理について、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・排風機、ダクト、ダンパ、フィルタ装置、排気筒の外観について、点検の記録確認により行う。	・排風機（気体廃棄設備） ・ダクト、ダンパ（気体廃棄設備） ・フィルタ装置（気体廃棄設備） ・排気筒
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	●	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ろ過装置の構造について、点検の記録確認により行う。	・フィルタ装置（気体廃棄設備）
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・液体廃棄設備の系統について、点検の記録確認により行う。	・液体廃棄設備
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	▲	●	【保安記録確認】 ・床・壁の外観については、点検の記録確認により行う。	・建家（床・壁）
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物とその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を 保管廃棄する容量を有すること 。	●	—	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		二 放射性廃棄物が 漏えいし難い構造 であること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する 熱に耐え 、かつ、放射性廃棄物に含まれる 化学薬品 の影響その他の要因により著しく 腐食するおそれがないこと 。	▲	—	・化学薬品等の管理について、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による 汚染が広がらないように設置されたもの でなければならない。	●	●	【保安記録確認】 ・汚染拡大防止のための床・壁等の状況については、点検の記録確認により行う。	・建家(床・壁等)
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を 負圧状態に維持し得るもの であり、かつ、所定の 漏えい率を超えることがないものであること 。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される 放射性物質を低減するもの であること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等(試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、 試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないもの であること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に 反応度が異常に投入されないもの であること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射線又は 放射性物質の著しい漏えいのおそれがないもの であること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要な パラメータを原子炉制御室に表示できるもの であること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 実験設備等が設置されている場所は、 原子炉制御室と相互に連絡できる場所 であること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から 多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの が発生した場合において、当該 事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない 。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	●	—	・但し書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているもの でなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を 安全に停止し 、又は パラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない 。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	●	<p>【警報検査】</p> <p>【保安記録確認（校正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ガンマ線エリアモニタの点検校正記録について記録確認を行う。 <p>【保安記録確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漏えい警報装置の警報作動については、点検の記録確認により行う。 <p>・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒ダストモニタ ガンマ線エリアモニタ 漏えい警報装置（検知器～制御室監視盤） 蒸発処理装置・I セメント固化装置 廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽 漏えい警報装置（検知器～中央警備室） 蒸発処理装置・I セメント固化装置 廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽
		第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
42	通信連絡設備等	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	—	・共通施設として実施するため、放射性廃棄物処理場として定期事業者検査は実施しない。	無し

廃棄物処理場（汚染除去場）の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器					供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 （施設）	中項目 （設備）	小項目 （機器）	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目（法令技術基準に関する事項）*1 （●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 （◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等）	要領書 索引番号	点検補修	更新改造	要領書 索引番号			
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄設備	排風機（ファン）	低	（極低）	事後			（△年1回）	特自点	-	-	-		工務第1課
			ダクト、ダンパ	低	（極低）	事後			（△年1回）	特自点	-	-	-		工務第1課
			フィルタ装置	低	（極低）	事後			（△年1回）	特自点	-	-	-		工務第1課
			制御盤	低	（極低）	事後			（△年1回）	特自点	-	-	-		工務第1課
			排気口	低	（極低）	事後			（△年1回）	特自点	-	-	-		工務第1課
	液体廃棄物の廃棄設備	排水設備	廃液ポンドB	低	（極低）	事後			（△年1回） （△3年1回※洗浄後内面目視のみ）	廃1① 廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			廃液ポンドC	低	（極低）	事後			（△年1回） （△3年1回※洗浄後内面目視のみ）	廃1① 廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			液位計	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			配管類	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			電気回路	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			通信連絡設備	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
	その他の設備（安全機能関係）	建家類	汚染除去場	低	（極低）	事後					-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
			仕掛品置き場	低	（極低）	事後					-	-	-		放射性廃棄物管理第1課
		放射線管理設備	排気筒ガスモニタ	低	（極低）	事後			（◎年次）	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
			ハンドフットクロスモニタ	低	（極低）	事後			（◎年次）	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
			ガンマ線サーベイメータ	低	（極低）	事後			（◎年次）	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
			表面汚染検査用サーベイメータ	低	（極低）	事後			（◎年次）	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
		放射能測定装置	低	（極低）	事後			（○年次）	放管手引1、管計	-	-	-		放射線管理第2課	
	その他の設備（支援設備）	受変電設備	低	（極低）	事後			（△年1回）	特自点	-	-	-		工務第1課	

*1) （ ）内は技術基準規則の該当条項である。

原子炉施設（廃棄物処理場（汚染除去場））の要領書リスト

種別	要領書・成績書（略称可）			保管場所		担当課	備考
	種類	索引番号	名称（章・節）	要領書	成績書（今年度、過去分）		
点検	点検	廃1①	放射性廃棄物管理第1課の自主点検要領 （(科バ1)QAM-710-018(B)）	放射性廃棄物管理第1課保管棚	同左	放射性廃棄物管理第1課	
		原炉保	原子力科学研究所原子炉施設保安規定 第2編 放射線管理	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		放管手引1	放射線管理手引（施設放射線管理編） （科放）QAM-710-002	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
		放管手引2	放射線管理手引（放射線測定機器管理編） （科放）QAM-710-004	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		管計	管理用計測機器の点検要領 （科放1放2）QAM-710-003	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
		特自点	廃棄物処理場特定施設の自主点検要領 （(科工1)QAM-710-104）	工務管理棟 工務第1課居室	プルトニウム研究1棟居室	工務第1課	
中長期保守	—	—	—	—	—	—	

定期事業者検査要否整理表（試験研究炉_廃棄物処理場_汚染除去場）

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 （●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし）		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたもの でなければならない。	○ 知見考慮	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	○ 同時確認	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 同時確認	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 知見考慮	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 津波 （試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	▲	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 （地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて 人為によるもの （故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	－	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入 、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為 （不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、 適切な措置が講じられたもの でなければならない。	●	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	○ 同時確認	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	－	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための 保守又は修理ができるもの でなければならない。	○ 同時確認	－	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
12	材料及び構造等	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	—	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもにより溶接したものであること。	—	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条第二項において「安全弁等」という。）が必要な箇所に設けられていなければならない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	△ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	△ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 ろ過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該システムを構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。	○ 知見考慮	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
21	安全設備 (続き)	四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料 を使用すること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備 が設けられていること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること 。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 前号ロの 消火を行う設備 は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を 安全に停止させるための機能を損なわないものであること 。	○ 知見考慮	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物 により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、 防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること 。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
22	炉心等	第二十二條 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するもの でなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる 負荷に耐えられるもの でなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動 により 損傷を受けることがないように設置されたもの でなければならない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
23	熱遮蔽材	第二十三條 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が 中性子照射 を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより 熱遮蔽材 が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の 安全に支障を及ぼすおそれがないこと 。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動 により 損傷を受けることがないこと 。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
24	一次冷却材	第二十四條 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件 の下において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するもの でなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
25	核燃料物質取扱設備	第二十五條 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」と総称する。）を 取り扱う能力を有するものであること 。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと 。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が 溶融しないものであること 。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 取扱中に燃料体等が 破損するおそれがないものであること 。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における 衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること 。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める 線量当量率を超えないものであること 。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
25	核燃料物質取扱設備 (続き)	七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により 燃料体等の落下を防止 できること。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等を 貯蔵することができる容量を有すること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有するものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。 ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の 流体を循環させる設備	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあっては、運転時における原子炉容器の 液位を自動的に調整する設備	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。）にあっては、原子炉容器内の 圧力を自動的に調整する設備	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に含まれる 放射性物質及び不純物の濃度 を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に 保つ設備	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の 残留熱を除去する設備	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
28	冷却設備等 (続き)	六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる 非常用冷却設備	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 前二号の設備により除去された熱を 最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 前項の設備は、冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないように設置されたもの でなければならない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の 漏えいを検出する装置が設けられていなければならない 。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
29	液位の保持等	第二十八条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあっては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる 負荷に耐えるもの でなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の 設計水位を確保できるもの でなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 炉周期	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒（固体の制御材をいう。以下同じ。）の位置	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する 放射性物質及び不純物の濃度	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 原子炉容器内における 温度、圧力、流量及び液位	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり 監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない 。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における 排気中の放射性物質の濃度	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における 排水中の放射性物質の濃度	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める 線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、 燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいするおそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、 当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように 独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の 運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合 においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の 安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 不正アクセス行為 その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な 措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 計測制御系統施設の一部を 安全保護回路と共用する場合 において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から 機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその 作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。）の移動その他の要因による 反応度変化を制御できるものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの 飛び出し、又は落下を防止するものであること。	● 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の 異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による 二以上の独立した系統を有するものであること。 ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 制御棒を用いる場合にあつては、一本の 制御棒が固着した場合 においても、前二号の 機能を有するものであること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統 (続き)	3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下 において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するもの でなければならない。	● 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の 特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること 。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が 反応度を増加させる方向に動かないものであること 。	△ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を 損壊することがないものであること 。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。）に対して 炉心冠水維持パウダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないもの でなければならない。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるもの でなければならない。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられていなければならない 。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作することができるよう設置されたもの でなければならない。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 原子炉制御室は、従事者が設計基準事故時に 容易に避難できる構造 でなければならない。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な 放射線防護措置が講じられたもの でなければならない。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、 原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備 が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の 空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度 が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を 廃棄する能力を有するもの であること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること 。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により 著しく腐食するおそれがないもの であること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないもの であること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
35	廃棄物処理設備 (続き)	五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去 又はろ過装置の 取替えが容易な構造 であること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排水口以外の箇所 において液体状の放射性廃棄物を 排出することがないもの であること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が 散逸し難いもの であること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の 床面及び壁面 は、液体状の放射性廃棄物が 漏えいし難いもの であること。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその 受け口に導かれる構造 であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための 堰が設けられている こと。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための 堰が設けられている こと。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を 保管廃棄する容量を有する こと。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性廃棄物が 漏えいし難い構造 であること。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する 熱に耐え 、かつ、放射性廃棄物に含まれる 化学薬品の影響 その他の要因により著しく 腐食するおそれがない こと。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による 汚染が広がらないように設置されたもの でなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を 負圧状態に維持し得るもの であり、かつ、所定の 漏えい率を超えることがないもの であること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される 放射性物質を低減するもの であること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、 試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないもの であること。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に 反応度が異常に投入されないもの であること。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
38	実験設備等 (続き)	三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○ 同時確認	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	—	・試験炉許可基準規則が適用されない施設のため、定期事業者検査は不要である。	無し

廃棄物処理場（排水貯留ポンド）の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器					供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）			中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目（法令技術基準に関する事項）*1) (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新改造			要領書 索引番号		
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	排水貯留ポンド	貯槽本体	低	(極低)	時間	△保安記録確認(漏えい) (第12条第2項) △保安記録確認(外観) (第6条第1項、第8条第1項、第12条第1項 第1号、第35条第1項第1号、第35条第1項第6号)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			液位計	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(校正) (第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			漏えい警報装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(警報) (第41条)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			ポンプ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観) (第6条第1項、第12条第1項第1号、第35 条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			配管類	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観) (第6条第1項、第12条第1項第1号、第35 条第1項第1号、第35条第1項第6号)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		放射性廃棄物管理第1課	
			フェンス	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観) (第9条第1項)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		保管廃棄施設・しと 共通	放射性廃棄物管理第1課
	その他の設備（安全機能関係）	通信連絡設備	固定電話	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観、員数、作動) (第42条第1項)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		保管廃棄施設・しと 共通	放射性廃棄物管理第1課
			携帯電話	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観、員数、作動) (第42条第1項)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		保管廃棄施設・しと 共通	放射性廃棄物管理第1課
			施設内用トランシーバー	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観、員数、作動) (第42条第1項)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		保管廃棄施設・しと 共通	放射性廃棄物管理第1課
			長距離用トランシーバー	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観、員数、作動) (第42条第1項)	定事検	△年1回	廃1①	-	-	-		保管廃棄施設・しと 共通	放射性廃棄物管理第1課

*1) () 内は技術基準規則の該当条項である。

原子炉施設（廃棄物処理場（排水貯留ポンド））の要領書リスト

種別	要領書・成績書（略称可）			保管場所		担当課	備考
	種類	索引番号	名称（章・節）	要領書	成績書（今年度、過去分）		
検査	定期事業者検査	定事検	原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の 廃棄施設 定期事業者検査要領書（令和 年度）	原子力施設検査室	同左	原子力施設検査室	
点検	点検	廃 1 ①	放射性廃棄物管理第 1 課の自主点検要領 （(科バ 1)QAM-710-018）	放射性廃棄物管理第 1 課保管棚	同左	放射性廃棄物管理第 1 課	
中長期保守	中長期保守	—	—	—	—	—	

定期事業者検査要否整理表（試験研究炉_廃棄物処理場_排水貯留ポンド）

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 （●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし）		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたもの でなければならない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	○ 同時確認	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・設備ごとに据付状況については、点検の記録確認により行う。	・排水貯留ポンド
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 同時確認	－	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 知見考慮	－	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 津波 （試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	▲	－	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 （地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・自然現象（風（台風）、竜巻、凍結、積雪、森林火災）に対する設備の状況については、点検の記録確認により行う。	・排水貯留ポンド（風（台風）、竜巻、凍結、積雪、森林火災）
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの （故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	・自然現象（竜巻、火山及び森林火災）に対する対策については、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	・竜巻（飛来防止対策）、火山（降下火砕物除去資機材管理）、森林火災（樹木管理）
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	－	－	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入 、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為 （不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、 適切な措置が講じられたもの でなければならない。	●	●	【保安記録確認】 ・不法侵入に対する措置状況について、点検の記録確認により行う。	・排水貯留ポンド
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	○ 同時確認	－	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
10	試験研究用等原子炉施設の機能 (続き)	2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	—	—	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための 保守又は修理ができるもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・関係条項の検査が行えることでもって代える。 ・設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮されていることを確認する。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。	・各施設、各機器等
12	材料及び構造等	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の 材料及び構造 は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される 強度及び耐食性を確保できるものであること 。	●	●	【保安記録確認】 ・動的機器について、構造強度が確保されていること（劣化状況）の確認は、点検の記録確認により行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること（劣化状況）の確認は、点検の記録確認により行う。	・排水貯留ポンド
		二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		ハ 適切な強度を有するものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを あらかじめ確認したものであり溶接したものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに 耐え、かつ、著しい漏えいがないものであること 。	▲	●	【保安記録確認】 ・貯槽本体（貯留槽及び希釈槽）の漏えいの有無について、点検の記録確認により行う。 ・漏えいの有無を確認できない部分がある場合には、外観確認（漏えい痕跡）等に代える。 ・「著しい漏えい」とは、「放射線業務従事者に過度の放射線被ばくをもたらす漏えい」と解される。（試験炉許可基準規則の「実験設備等」の解説より）	・排水貯留ポンド
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、 監視試験片を備えたものでなければならない 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する 安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条第二項において「安全弁等」という。）が必要な箇所に設けられていなければならない 。	▲	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、 逆止め弁が設けられていなければならない 。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
15	放射性物質による汚染の防止 (続き)	3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により 汚染するおそれがある管理区域内の床面がないもの でなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	●	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の 空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたもの でなければならない。	●	—	・該当する設備等を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有するものであること 。	●	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、 放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること 。	●	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること 。	○ 知見考慮	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力を有するものであること 。	●	—	・換気設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性物質により汚染された空気が 漏えい及び逆流のし難い構造 であるものであること。	○ 同時確認	—	・換気設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 ろ過装置を有する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	○ 同時確認	—	・換気設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を 吸入し難いように設置されたもの であること。	○ 同時確認	—	・換気設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における 溢水の発生 によりその安全性を損なうおそれがある場合は、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・溢水により安全性を損なうおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ 漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・溢水により安全性を損なうおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	無し
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	●	—	・安全避難通路を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
20	安全避難通路等 (続き)	二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	●	—	・避難用の照明を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明 （前号の避難用の照明を除く。）及びその 専用の電源	●	—	・設計基準事故対応を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において 共用し、又は相互に接続するものであってはならない 。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該システムを構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、 多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること 。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される 全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用すること 。	●	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 前号ロの 消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する機能を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること 。	▲	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
22	炉心等	第二十二条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる 負荷に耐えられるものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
23	熱遮蔽材	第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が 中性子照射 を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより 熱遮蔽材が設けられていなければならない 。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の 安全に支障を及ぼすおそれがないこと 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないこと 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
24	一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
25	核燃料物質取扱設備	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」と総称する。） を取り扱う能力を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が 溶融しないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 取扱中に燃料体等が 破損するおそれがないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における 衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める 線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により 燃料体等の落下を防止できること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等を 貯蔵することができる容量を有すること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の 流体を循環させる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器の 液位を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。）にあつては、原子炉容器内の 圧力を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に含まれる 放射性物質及び不純物の濃度 を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に 保つ設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の 残留熱を除去する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる 非常用冷却設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 前二号の設備により除去された熱を 最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 前項の設備は、冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないように設置されたもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の 漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		29	液位の保持等	第二十八条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる 負荷に耐えるもの でなければならない。	●	—
2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の 設計水位を確保できるもの でなければならない。	●			—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 炉周期	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒（固体の制御材をいう。以下同じ。）の位置	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する 放射性物質及び不純物の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 原子炉容器内における 温度、圧力、流量及び液位	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり 監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における 排気中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における 排水中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める 線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、 燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいするおそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、 当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように 独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の 運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合 においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の 安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 不正アクセス行為 その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な 措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 計測制御系統施設の一部を 安全保護回路と共用する場合 において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から 機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその 作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。）の移動その他の要因による 反応度変化を制御できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御棒を用いる場合にあっては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの 飛び出し、又は落下を防止するものであること。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の 異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による 二以上の独立した系統を有するものであること。 ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統 (続き)	三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ 、かつ、少なくとも一つは、低温状態において 未臨界を維持できるものであること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 制御棒を用いる場合にあっては、一本の 制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の 特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が 反応度を増加させる方向に動かないものであること 。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を 損壊することがないものであること 。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。）に対して 炉心冠水維持パウダリを破損せず 、かつ、炉心の冷却機能を損なうような 炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない 。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ 、かつ、低温状態において 未臨界を維持できるものでなければならない 。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し		
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられていなければならない 。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない 。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 原子炉制御室は、従事者が設計基準事故時に 容易に避難できる構造 でなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な 放射線防護措置が講じられたものでなければならない 。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、 原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない 。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の 空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度 が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を 廃棄する能力を有するものであること 。	●	●	【保安記録確認】 ・計器の校正について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・据付状況、構造等に係る設備の外観については、点検の記録確認により行う。	・液位計 ・排水貯留ポンド 貯槽本体 ポンプ 配管類
35	廃棄物処理設備 (続き)	二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること 。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	●	—	・化学薬品等の管理について、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・液体廃棄設備の系統について、点検の記録確認により行う。	・排水貯留ポンド 貯槽本体 配管類
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に 反応度が異常に投入されないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 実験設備等が設置されている場所は、 原子炉制御室と相互に連絡できる場所 であること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該試験研究用等原子炉施設から 多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。 ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	●	—	・但し書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているもの でなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を 安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の 安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	●	【保安記録確認】 ・漏えい警報装置の警報作動については、点検の記録確認により行う。	・漏えい警報装置
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、 通信連絡設備が設けられていなければならない。	●	●	【保安記録確認】 ・通信連絡設備の外観、員数及び作動については、点検の記録確認により行う。	・通信連絡設備
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、 多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	—	・共通施設として実施するため、放射性廃棄物処理場として定期事業者検査は実施しない。	無し

廃棄物処理場（保管廃棄施設）の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器					供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目 (法令技術基準に関する事項)*1 (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新改造	要領書 索引番号			
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物保管棟・I	建家	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(遮蔽性能)(第16条第2項第1号) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第21条第4号ハ、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
		遮蔽扉	遮蔽扉(遮蔽扉開閉操作盤を含む)	低	(極低)	時間	△保安記録確認(遮蔽性能)(第16条第2項第1号) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第21条第4号ハ、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
		津波防護壁	—	低	(極低)	時間※*2			(△年1回)	廃1①	—	—	—	廃棄物保管棟・II 及び保管廃棄施設・NLと共通	放射性廃棄物管理第1課
	廃棄物保管棟・II	建家	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(遮蔽性能)(第16条第2項第1号) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第21条第4号ハ、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
		遮蔽扉	遮蔽扉(遮蔽扉開閉操作盤を含む)	低	(極低)	時間	△保安記録確認(遮蔽性能)(第16条第2項第1号) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第21条第4号ハ、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
		鋼製蓋	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
		遮蔽蓋	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(遮蔽性能)(第16条第2項第1号)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
		津波防護壁	—	低	(極低)	時間※*2			(△年1回)	廃1①	—	—	—	廃棄物保管棟・I 及び保管廃棄施設・NLと共通	放射性廃棄物管理第1課
	解体分別保管棟(保管室)	建家	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(遮蔽性能)(第16条第2項第1号) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第21条第4号ハ、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
		遮蔽扉	遮蔽扉(遮蔽扉開閉操作盤を含む)	低	(極低)	時間	△保安記録確認(遮蔽性能)(第16条第2項第1号) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第21条第4号ハ、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
	保管廃棄施設・L	躯体	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①、廃自①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
		鋼製蓋	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①、廃自①	不定期 (塗装補修) 前回:令和3年度 次回:令和5年度 予定	—	—	—	
フェンス		—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第9条第1項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—	排水貯留ポンドと 共通	放射性廃棄物管理第1課	
通信連絡設備		固定電話	—	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観、員数、作動)(第42条第1項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—	排水貯留ポンドと 共通	放射性廃棄物管理第1課
		携帯電話	—	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観、員数、作動)(第42条第1項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—	排水貯留ポンドと 共通	放射性廃棄物管理第1課
		施設内用トランシーバー	—	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観、員数、作動)(第42条第1項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—	排水貯留ポンドと 共通	放射性廃棄物管理第1課
長距離用トランシーバー	—	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観、員数、作動)(第42条第1項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—	排水貯留ポンドと 共通	放射性廃棄物管理第1課		
保管廃棄施設・M-1	躯体	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課	
	鋼製蓋	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課	
	遮蔽蓋	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(遮蔽性能)(第16条第2項第1号)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課	
	津波防護壁	—	低	(極低)	時間※*2			(△年1回)	廃1①	—	—	—	保管廃棄施設・M-2 及び特定廃棄物の 保管廃棄施設(照射 試料用)と共通	放射性廃棄物管理第1課	
保管廃棄施設・M-2	躯体	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課	
	遮蔽蓋	—	中	(低)	時間	○遮蔽性能検査(第16条第2項第1号) △保安記録確認(外観)(第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課	
	津波防護壁	—	低	(極低)	時間※*2			(△年1回)	廃1①	—	—	—	保管廃棄施設・M-1 及び特定廃棄物の 保管廃棄施設(照射 試料用)と共通	放射性廃棄物管理第1課	
特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用)	躯体	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課	
	遮蔽蓋	—	中	(低)	時間	○遮蔽性能検査(第16条第2項第1号) △保安記録確認(外観)(第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課	
	津波防護壁	—	低	(極低)	時間※*2			(△年1回)	廃1①	—	—	—	保管廃棄施設・M-1 及び保管廃棄施設 ・M-2と共通	放射性廃棄物管理第1課	
特定廃棄物の保管廃棄施設 (インバイループ用)	躯体	—	中	(低)	時間	○遮蔽性能検査(第16条第2項第1号) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課	
保管廃棄施設・NL	躯体	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課	
	鋼製蓋	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第8条第1項、第36条第1項第2号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃1①	不定期 (塗装補修) 前回:令和2年度 次回:令和5年度 予定	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課
	遮蔽蓋	—	低	(極低)	時間	△保安記録確認(遮蔽性能)(第16条第2項第1号)	定事検	△年1回	廃1①	—	—	—		放射性廃棄物管理第1課	
	津波防護壁	—	低	(極低)	時間※*2			(△年1回)	廃1①	—	—	—	廃棄物保管棟・I 及び保管廃棄施設 ・IIと共通	放射性廃棄物管理第1課	

*1) ()内は技術基準規則の該当条項である。

*2) 定期事業者検査対象外ではあるが、設工認対象の設備機器として使用前事業者検査を終了しており、法令技術基準に適合している状態を維持するため、保全方式を「時間※」とする。

原子炉施設（廃棄物処理場（保管廃棄施設））の要領書リスト

種別	要領書・成績書（略称可）			保管場所		担当課	備考
	種類	索引番号	名称（章・節）	要領書	成績書（今年度、過去分）		
検査	定期事業者検査	定事検	原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の 廃棄施設 定期事業者検査要領書（令和 年度）	原子力施設検査室	同左	原子力施設検査室	
点検	点検	廃1①	放射性廃棄物管理第1課の自主点検要領 （(科バ1)QAM-710-018）	放射性廃棄物管理第1課保管棚	同左	放射性廃棄物管理第1課	
		廃自①	廃棄物処理場自然現象等対応要領 （(科バ）QAM-710-014）	放射性廃棄物管理第1課保管棚	同左	放射性廃棄物管理第1課	
中長期保守	—	—	—	—	—	—	

定期事業者検査要否整理表（試験研究炉_廃棄物処理場_保管廃棄施設）

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 （●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし）		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたもの でなければならない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 	
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	○ 同時確認	●	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・設備ごとに据付状況について、点検の記録確認により行う。 ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管廃棄施設・L ・保管廃棄施設・M-1 ・保管廃棄施設・M-2 ・廃棄物保管棟・I ・廃棄物保管棟・II ・保管廃棄施設・NL ・特定廃棄物の保管廃棄施設（照射試料用、インパイルループ用） ・解体分別保管棟（保管室） ・津波防護壁
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 同時確認	—	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。 	無し
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 知見考慮	—	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。 	無し
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 津波 （試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	▲	●	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波防護壁 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 保管廃棄施設・NL 特定廃棄物の保管廃棄施設（照射試料用）
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 （地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	●	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・自然現象（風（台風）、竜巻、凍結、積雪、森林火災）に対する設備の状況については、点検の記録確認により行う。 ・自然現象（風（台風）、凍結、積雪）に対する設備及び建家の状況については、点検の記録確認により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体、鋼製蓋（風（台風）、竜巻、凍結、積雪、森林火災） 保管廃棄施設・L ・建家、躯体、鋼製蓋等（風（台風）、凍結、積雪） 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 保管廃棄施設・NL 特定廃棄物の保管廃棄施設（照射試料用、インパイルループ用） 解体分別保管棟（保管室）
				—	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象（竜巻、火山及び森林火災）に対する対策については、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻（飛来防止対策）、火山（降下火砕物除去資機材管理）、森林火災（樹木管理） 保管廃棄施設・L

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
8	外部からの衝撃による損傷の防止 (続き)	2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	—	—	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入 、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。)を防止するため、 適切な措置が講じられたもの でなければならない。	●	●	【保安記録確認】 ・不法侵入に対する措置状況について、点検の記録確認により行う。	・保管廃棄施設・L
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	—	—	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための 保守又は修理ができるもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・関係条項の検査が行えることでもって代える。 ・設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮されていることを確認する。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。	・各施設、各機器等
12	材料及び構造等	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の 材料及び構造 は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される 強度及び耐食性を確保できるものであること 。	●	—	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 容器等の主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること 。	—	—	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	無し
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したものであること 。	—	—	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	無し
		ハ 適切な強度を有するものであること 。	—	—	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	無し
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを あらかじめ確認したものにより溶接したものであること 。	—	—	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに 耐え、かつ、著しい漏えいがないもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
13	安全弁等	3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、 監視試験片を備えたもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する 安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁(第十五条第二項において「安全弁等」という。) が必要な箇所に設けられていなければならない。	▲	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、 逆止め弁が設けられていなければならない 。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により 汚染するおそれがある管理区域内の床面がないもの でなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	●	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の 空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたもの でなければならない。	●	—	・該当する設備等を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有するものであること 。	●	●	【遮蔽性能検査】 【保安記録確認】 ・建家、躯体、遮蔽蓋等の遮蔽性能については、点検の記録確認により行う。	・建家、躯体、遮蔽蓋等 【遮蔽性能検査】 保管廃棄施設・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設 （照射試料用、インパイルループ用） 【保安記録確認】 保管廃棄施設・M-1 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 保管廃棄施設・NL 解体分別保管棟（保管室）
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、 放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること 。	●	—	・該当する設備等を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する設備等を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力を有するものであること 。	●	—	・換気設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性物質により汚染された空気が 漏えい及び逆流のし難い構造 であるものであること。	○ 同時確認	—	・換気設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 ろ過装置を有する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	○ 同時確認	—	・換気設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を 吸入し難いように設置されたものであること 。	○ 同時確認	—	・換気設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における 溢水の発生 によりその安全性を損なうおそれがある場合は、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・溢水により安全性を損なうおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ 漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・溢水により安全性を損なうおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明 （前号の避難用の照明を除く。）及びその 専用の電源	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において 共用し、又は相互に接続するものであってはならない 。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、 多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること 。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される 全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用すること 。 ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること 。	●	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること 。	▲	●	【保安記録確認】 ・建家（耐火壁、耐火扉）の外観については、点検の記録確認により行う。	・建家（耐火壁、耐火扉） 廃棄物保管棟・Ⅰ 廃棄物保管棟・Ⅱ 解体分別保管棟（保管室）
		五 前号ロの消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を 安全に停止させるための機能を損なわないものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する機能を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物 により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、 防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること 。	▲	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		第二十二條 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
22	炉心等	2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる 負荷に耐えられるものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の 循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		第二十三條 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が 中性子照射 を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより 熱遮蔽材 が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の 安全に支障を及ぼすおそれがないこと 。 二 冷却材の 循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
23	熱遮蔽材	二 冷却材の 循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		第二十四條 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
25	核燃料物質取扱設備	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」と総称する。） を取り扱う能力を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が 溶融しないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 取扱中に燃料体等が 破損するおそれがないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における 衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める 線量当量率を超えないものであること。 ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により 燃料体等の落下を防止できること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等を 貯蔵することができる容量を有すること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 液位を測定でき、かつ、 液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の 流体を循環させる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器の 液位を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。）にあつては、原子炉容器内の 圧力を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に含まれる 放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
28	冷却設備等 (続き)	五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の 残留熱を除去する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる 非常用冷却設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 前二号の設備により除去された熱を 最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように 設置されたもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する 装置が設けられていなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
29	液位の保持等	第二十八条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあっては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる 負荷に耐えるもの でなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにおいて、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の 設計水位を確保できるもの でなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 炉周期	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒（固体の制御材をいう。以下同じ。）の位置	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する 放射性物質及び不純物の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 原子炉容器内における 温度、圧力、流量及び液位	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり 監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における 排気中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における 排水中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める 線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、 燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいするおそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、 当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように 独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
32	安全保護回路 (続き)	五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の 運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合 においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の 安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 不正アクセス行為 その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な 措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 計測制御系統施設の一部を 安全保護回路と共用する場合 において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から 機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその 作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。）の移動その他の要因による 反応度変化を制御できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの 飛び出し、又は落下を防止するものであること。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の 異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による 二以上の独立した系統を有するものであること。 ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 制御棒を用いる場合にあつては、一本の 制御棒が固着した場合 においても、前二号の機能を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下 において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の 特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が 反応度を増加させる方向に動かないものであること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を 損壊することがないものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。）に対して 炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し		
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられていなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
34	原子炉制御室等 (続き)	を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。				
		3 原子炉制御室は、従事者が設計基準事故時に容易に避難できる構造でなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全性を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物とその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。	●	—	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	●	●	【保安記録確認】 ・漏えい防止のための構造については、点検の記録確認により行う。	・建家、躯体、遮蔽蓋、鋼製蓋等 保管廃棄施設・L 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 保管廃棄施設・NL 特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用、インパイルループ用) 解体分別保管棟(保管室)

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
36	保管廃棄設備 (続き)	三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	▲	—	・化学薬品等の管理について、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。	●	●	【保安記録確認】 ・汚染拡大防止のための建家（床、壁等）、躯体、遮蔽蓋、鋼製蓋等の状況については、点検の記録確認により行う。	・建家（床、壁等）、躯体、遮蔽蓋、鋼製蓋等 保管廃棄施設・L 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 保管廃棄施設・NL 特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用、インパイルループ用) 解体分別保管棟（保管室）
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	●	—	・但し書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	●	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・通信連絡設備の外観、員数及び作動については、点検の記録確認により行う。	・通信連絡設備 保管廃棄施設・L
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	—	・共通施設として実施するため、放射性廃棄物処理場として定期事業者検査は実施しない。	無し

廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）

（設備保全整理表、検査要否整理表）

（原子炉施設）

廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）の設備保全整理表

※一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器						供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保 全 重要度	保 全 方式	定期事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ⁽¹⁾ (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書 等)	要領書 索引番号 ⁽²⁾	点検補修	更新計画	要領書 索引番号				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄設備	排風機（ファン）	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（風量）（第17条第1項第1号、第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第1項第2号、第35条第1項第4号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	特自点、特運	-	-	-		工務第1課	
			セル排風機	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（作動）（第17条第1項第1号、第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第1項第2号、第35条第1項第4号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	特自点、特運	-	-	-		工務第1課	
			ダクト、ダンパ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第1項第2号、第35条第1項第4号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	特自点、特運	-	-	-		工務第1課	
			フィルタ装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（捕集効率）（第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第1項第2号、第35条第1項第4号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	特自点、特運	-	-	-		工務第1課	
			ディーゼル発電設備	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（作動）（第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回、△月例 ◎作業開始前、作業終了後	特自点、特月点、特運	-	-	-		工務第1課	
		排気筒	低	(極低)	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第4号）	定事検	○月1回	廃本運①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	気体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯槽・Ⅱ-2	貯槽本体	低	(極低)	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 1回/3年（開放点検）	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
				液位計	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
				漏えい検知器	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（警報）（第41条）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
				ポンプ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
				配管類	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 △年1回	廃2① 廃2②	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
				バルブ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			放出前排水槽 【排水設備（ピット）】	貯槽本体	低	(極低)	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 ※3年に1回洗浄後に実施	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			液位計	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			漏えい警報装置	低	(極低)	時間※ ⁽²⁾			△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			ポンプ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			配管類	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 △年1回	廃2① 廃2②	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			液体廃棄物A用排水槽 【排水設備（ピット）】	貯槽本体	低	(極低)	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 ※3年に1回洗浄後に実施	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
		液位計	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
		漏えい警報装置	低	(極低)	時間※ ⁽²⁾			△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
		ポンプ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
配管類		低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 △年1回	廃2① 廃2②	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課			
液体廃棄物B用排水槽 【排水設備（タンク）】		貯槽本体	低	(極低)	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
液位計		低	(極低)	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課			
漏えい警報装置		低	(極低)	時間※ ⁽²⁾			△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課			
ポンプ		低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課			
配管類		低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 △年1回	廃2① 廃2②	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課			
蒸発処理装置・Ⅱ		蒸発処理装置・Ⅱ	蒸発缶	低	(極低)	事後			△年1回 △年1回 (1回/3年（開放点検））	廃2① 廃2② 廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			サイクロン	低	(極低)	事後			△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			充填槽	低	(極低)	事後			△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
	廃液供給槽		低	(極低)	事後			△年1回 (1回/3年（開放点検））	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	濃縮液貯槽		低	(極低)	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 1回/3年（開放点検）	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	凝縮器		低	(極低)	事後			△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	オフガス冷却器		低	(極低)	事後			△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	オフガス加熱器		低	(極低)	事後			△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	オフガスフィルタユニット オフガスフィルタ		低	(極低)	事後			△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	凝縮液貯槽・Ⅱ		低	(極低)	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 1回/3年（開放点検）	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	蒸気ドレン冷却器		低	(極低)	事後				-	-	-		放射性廃棄物管理第2課			
	工業計器		低	(極低)	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	漏えい検知器		低	(極低)	時間※	△保安記録確認（警報）（第41条）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	ポンプ		低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
	配管類		低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 △年1回	廃2① 廃2②	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課		
バルブ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第12条第2項、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課				
排気ファン	低	(極低)	事後			△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課				
濃縮セル	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（遮蔽性能）（第16条第2項第1号） (知見考慮：第16条第2項第3号) △保安記録確認（遮蔽扉作動）（第16条第2項第2号） △保安記録確認（警報作動）（第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課				
プロセスモニタ（濃縮セル）	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課				

廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器					供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）					中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目（法令技術基準に関する事項） ^{*1)} (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書 等)	要領書 索引番号 ^{*2)}	点検補修	更新計画	要領書 索引番号			
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	アスファルト固化装置	混和蒸発機	低	(極低)	事後			(△年1回) (1回/5年(開放点検))	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			濃縮廃液供給槽	低	(極低)	事後			(△年1回) (1回/5年(開放点検))	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			蒸発水復水器	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			復水貯槽	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			油水分離ユニット	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			ポンプ	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			配管類	低	(極低)	事後			(△年1回) (△年1回)	廃2① 廃2②	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			バルブ	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			薬剤貯槽	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			熱媒ボイラ	低	(極低)	事後					-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			熱媒ボイラ制御回路	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			熱媒タンク制御回路	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			自動水噴霧装置制御回路	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			プロダクト充填装置	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			ドラム昇降機	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			ドラム移送コンベア	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			工業計器	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			防爆型電気機器	低	(極低)	事後					-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			温度感知式ダンパ	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			固化セル	低	(極低)	時間※			△保安記録確認(遮蔽性能)(第16条第2項第1号) (知見考慮:第10条第2項第3号) △保安記録確認(遮蔽扉作動)(第16条第2項第2号) △保安記録確認(警報作動)(第35条第1項第1号) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-
	ドラム詰室	低	(極低)	事後					(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
	プロセスモニタ(固化セル、ドラム詰室)	低	(極低)	時間※			△保安記録確認(校正)(第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物処理設備・Ⅱ	βゲート	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第35条第1項第7号)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			αゲート	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第35条第1項第7号)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			廃棄物収納ラック	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			仕切扉	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第35条第1項第7号)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			補助扉	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第35条第1項第7号)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			廃棄物移送装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			分類装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			切断装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			圧縮装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第35条第1項第7号)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			容器供給装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			封入装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第35条第1項第7号)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			廃棄物投入ポート	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			センタリング・昇降装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
			セルクレーン	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
固化装置			低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
処理用放射線モニタ			低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
廃棄物搬出入装置	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第35条第1項第7号)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課			
メンテナンスボックス設備	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課			
マニプレータ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課			
パワーマニプレータ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項)	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課			

廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）の設備保全整理表

※一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器					供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）					中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目（法令技術基準に関する事項 ^{*1)} (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書 等)	要領書 索引番号 ^{*2)}	点検補修	更新計画	要領書 索引番号				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物処理設備・Ⅱ	処理前廃棄物収納セル（ガンマゲート付）	中	(低)	時間※	○遮蔽性能検査（第16条第2項第1号） （知見考慮：第16条第2項第3号、第21条第1項第4号イ） ○遮蔽扉作動検査（第16条第2項第2号） △保安記録確認（警報作動）（第35条第1項第7号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃2① 廃本運① 本2自検	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			廃棄物処理セル（処理室）	中	(低)	時間※	○遮蔽性能検査（第16条第2項第1号） （知見考慮：第16条第2項第3号、第21条第1項第4号イ） ○遮蔽扉作動検査（第16条第2項第2号） △保安記録確認（警報作動）（第35条第1項第7号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃2① 廃本運① 本2自検	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			廃棄物処理セル（封入室）	中	(低)	時間※	○遮蔽性能検査（第16条第2項第1号） （知見考慮：第16条第2項第3号、第21条第1項第4号イ） ○遮蔽扉作動検査（第16条第2項第2号） △保安記録確認（警報作動）（第35条第1項第7号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃2① 廃本運① 本2自検	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			処理済廃棄物収納セル（ガンマゲート付）	中	(低)	時間※	○遮蔽性能検査（第16条第2項第1号） （知見考慮：第16条第2項第3号、第21条第1項第4号イ） ○遮蔽扉作動検査（第16条第2項第2号） △保安記録確認（警報作動）（第35条第1項第7号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃2① 廃本運① 本2自検	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			容器搬入室	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（遮蔽扉作動）（第16条第2項第2号） △保安記録確認（警報作動）（第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			コンクリート注入室	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（遮蔽扉作動）（第16条第2項第2号）	定事検	△年1回	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			プロセスモニタ （処理前廃棄物収納セル、廃棄物処理セル、処理済廃棄物収納セル、容器搬入室、コンクリート注入室）	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃2① 廃本運①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
			固体廃棄物処理設備・Ⅱ （処理系統外）	アイソレーション室	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
				セル排風機自動消火設備	低	(極低)	時間※ ^{*2)}			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
				セル排風機配電盤溢水防護カバー	低	(極低)	時間※ ^{*2)}			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
	イ型キャスク			低	(極低)	事後			(△1回/3年（定期自主検査））				【原子力科学研究所核燃料物質等周辺区域内運搬規則 OAM-7121】	放射性廃棄物管理第2課		
	ロ型キャスク			低	(極低)	事後			(△1回/3年（定期自主検査））				【原子力科学研究所核燃料物質等周辺区域内運搬規則】	放射性廃棄物管理第2課		
	簡易キャスク			低	(極低)	事後			(△1回/3年（定期自主検査））				【原子力科学研究所核燃料物質等周辺区域内運搬規則】	放射性廃棄物管理第2課		
	パディラック			低	(極低)	事後			(△1回/3年（定期自主検査））				【原子力科学研究所核燃料物質等周辺区域内運搬規則】	放射性廃棄物管理第2課		
	保管廃棄施設	処理前廃棄物収納セル	中	(低)	事後										放射性廃棄物管理第2課	
		コンクリート注入室	低	(極低)	事後										放射性廃棄物管理第2課	
		廃棄物保管室	低	(極低)	事後										放射性廃棄物管理第2課	
		廃棄物保管エリア	低	(極低)	事後										放射性廃棄物管理第2課	
	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	その他の設備（安全機能関係）	建家		低	(極低)	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第8条第1項、第19条第2項、第21条第1項第4号ハ、第35条第2項第1号、第36条第2項） （知見考慮：第8条第2項）	定事検	○月1回	廃本運①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
				共通ダクト	低	(極低)	事後				(○月1回)	廃本運①	-	-	-	
放射線管理設備				排気筒ダストモニタ	低		時間※	○警報検査（第31条第1号、第41条）	定事検、放自検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				室内ダストモニタ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（校正）（第31条第3号）	定事検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				ガンマ線エアモニタ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（校正）（第31条第3号、第41条）	定事検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				ハンドフットクロスモニタ	低	(極低)	事後			(◎年次)	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				ガンマ線用サーベイメータ	低	(極低)	事後			(◎年次)	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				表面汚染検査用サーベイメータ	低	(極低)	事後			(◎年次)	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				放射能測定装置	低	(極低)	事後			(○年次)	放管手引1、管計	-	-	-		放射線管理第2課
通信連絡設備				ページング設備	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃2①	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課
その他の設備（支援設備）		受変電設備		低	(極低)	事後			(△年1回) (◎作業開始前、作業終了後)	特自点、特運	-	-	-		工務第1課	
		空気圧縮設備		低	(極低)	事後			(△年1回) (◎作業開始前、作業終了後)	特自点、特運	-	-	-		工務第1課	
		クレーン（20t/7.5t）	天井クレーン	低	(極低)	事後			(△年1回）（荷重試験）	【クレーン等安全規則】	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
		クレーン（10t）	天井クレーン	低	(極低)	事後			(△年1回）（荷重試験）	【クレーン等安全規則】	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課	
		火災防止設備	防火ダンパ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認（外観）（第21条第1項第4号ハ）	定事検	△年1回	廃2① 特自点	-	-	-		放射性廃棄物管理第2課 工務第1課	

*1) ()内は技術基準規則の該当条項である。

*2) 定期事業者検査対象外ではあるが、設工認対象の設備機器として使用前事業者検査を終了しており、法令技術基準に適合している状態を維持する必要があるため、保全方式を「時間※」とする。

原子炉施設（廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟））の要領書リスト

種別	要領書・成績書（略称可）			保管場所		担当課	備考
	種類	索引番号	名称（章・節）	要領書	成績書（今年度、過去分）		
検査	自主検査	定事検	原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査要領書（令和 年度）	原子力施設検査室	同左	原子力施設検査室	
		放自検	定期事業者検査に係る自主検査要領書（廃棄物処理場（放射線管理設備））	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
点検	点検	廃本運①	廃棄物処理場本体施設運転手引（(科バ2)QAM-710-001）	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射性廃棄物管理第2課	
		廃2①	放射性廃棄物管理第2課の自主点検要領（(科バ2)QAM-710-019）	放射性廃棄物管理第2課保管棚	同左	放射性廃棄物管理第2課	
		廃2②	放射性廃棄物管理第2課の配管点検要領（(科バ2)QAM-710-002）	放射性廃棄物管理第2課保管棚	同左	放射性廃棄物管理第2課	
		特運	廃棄物処理場特定施設運転手引（(科工)QAM-710-101）	工務管理棟技術管理課居室	第2廃棄物処理棟 工務第1課居室	工務第1課	
		特自点	廃棄物処理場特定施設の自主点検要領（(科工1)QAM-710-104）	工務管理棟工務第1課居室	第2廃棄物処理棟 工務第1課居室	工務第1課	
		特月点	廃棄物処理場設備機器の月例点検要領（(科工1)QAM-710-102）	工務管理棟工務第1課居室	第2廃棄物処理棟 工務第1課居室	工務第1課	
		原炉保	原子力科学研究所原子炉施設保安規定 第2編 放射線管理	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		放管手引1	放射線管理手引（施設放射線管理編）（科放）QAM-710-002	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
		放管手引2	放射線管理手引（放射線測定機器管理編）（科放）QAM-710-004	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		管計	管理用計測機器の点検要領（科放1放2）QAM-710-003	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
中長期保守	—	—	—	—	—	—	

定期事業者検査要否整理表（試験研究炉_廃棄物処理場_第2廃棄物処理棟）

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたもの でなければならない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	○ 同時確認	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・設備ごとに据付状況について、点検の記録確認により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・気体廃棄設備 ・排気筒 ・廃液貯槽・Ⅱ-2 ・放出前排水槽 ・液体廃棄物A用排水槽 ・液体廃棄物B用排水槽 ・蒸発処理装置・Ⅱ ・固体廃棄物処理設備・Ⅱ ・建家 ・濃縮セル ・固化セル ・処理前廃棄物収納セル ・廃棄物処理セル ・処理済廃棄物収納セル
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 同時確認	－	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 知見考慮	－	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 津波 （試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	▲	－	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 （地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・自然現象（風（台風）、凍結、積雪）に対する建家の状況については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・建家（風（台風）、凍結、積雪）
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの （故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	○ 知見考慮	・爆発による影響について、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・建家（爆発）
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	－	－	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
8	外部からの衝撃による損傷の防止 (つづき)	4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	－	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入 、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。)を防止するため、 適切な措置が講じられたもの でなければならない。	●	－	・不法侵入、不正アクセスに対する措置について、保安規定に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	○ 同時確認	－	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	－	－	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための 保守又は修理ができるもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・関係条項の検査が行えることでもって代える。 ・設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮されていることを確認する。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。	・各施設、各機器等
12	材料及び構造等	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の 材料及び構造 は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される 強度及び耐食性を確保できるものであること 。	●	●	【保安記録確認】 ・動的機器について、構造強度が確保されていること(劣化状況)の確認は、点検の記録確認により行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること(劣化状況)の確認は、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・廃液貯槽・Ⅱ-2 ・放出前排水槽 ・液体廃棄物A用排水槽 ・液体廃棄物B用排水槽 ・蒸発処理装置・Ⅱ
		二 容器等の主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること 。	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	無し
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したものであること 。	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	無し
		ハ 適切な強度を有するものであること 。	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	無し
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを あらかじめ確認したものにより溶接したものであること 。	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに 耐え、かつ、著しい漏えいがないもの でなければならない。	▲	●	【保安記録確認】 ・廃液貯槽等の漏えいの有無について、点検の記録確認により行う。 ・「著しい漏えい」とは、「放射線業務従事者に過度の放射線被ばくをもたらす漏えい」と解される。(試験炉許可基準規則の「実験設備等」の解説より)	・廃液貯槽・Ⅱ-2 ・放出前排水槽 ・液体廃棄物A用排水槽 ・液体廃棄物B用排水槽 ・蒸発処理装置・Ⅱ
3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、 監視試験片を備えたもの でなければならない。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し		
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する 安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁(第十五条第二項において「安全弁等」という。) が必要な箇所に設けられていなければならない。	▲	－	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、 逆止め弁が設けられていなければならない 。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	－	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	－	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	－	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により 汚染するおそれがある管理区域内の床面がないもの でなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	－	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	●	－	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の 空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたもの でなければならない。	●	－	・該当する設備等を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有するものであること 。	●	●	【遮蔽性能検査】 【保安記録確認】 ・遮蔽体等の遮蔽能力について、点検の記録確認により行う。	・処理前廃棄物収納セル ・廃棄物処理セル ・処理済廃棄物収納セル 【保安記録確認】 ・濃縮セル ・固化セル
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、 放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること 。	●	●	【遮蔽扉作動検査】 【保安記録確認】 ・遮蔽扉等の閉じ込め機能について、点検の記録確認により行う。	・処理前廃棄物収納セル ・廃棄物処理セル（処理室） ・廃棄物処理セル（封入室） ・処理済廃棄物収納セル ・濃縮セル ・固化セル ・容器搬入室 ・コンクリート注入室
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること 。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・遮蔽設備の構造又は荷重条件はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・濃縮セル ・固化セル ・処理前廃棄物収納セル ・廃棄物処理セル ・処理済廃棄物収納セル

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力を有するものであること 。	●	●	【保安記録確認】 ・換気能力に係る排風機の風量について、点検の記録確認により行う。	・排風機（気体廃棄設備） ・セル排風機（気体廃棄設備）
		二 放射性物質により汚染された空気が 漏えい及び逆流のし難い構造 であるものであること。	○ 同時確認	●	【保安記録確認】 ・換気能力に係るセル排風機の作動について、点検の記録確認により行う。 ・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	・排風機（気体廃棄設備） ・セル排風機（気体廃棄設備） ・ダクト、ダンパ（気体廃棄設備） ・フィルタ装置（気体廃棄設備）
		三 ろ過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	○ 同時確認	●	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ろ過装置の構造について、点検の記録確認により行う。	・フィルタ装置（気体廃棄設備）
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を 吸入し難いように設置されたものであること 。	○ 同時確認	－	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における 溢水の発生 によりその安全性を損なうおそれがある場合は、 防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない 。	▲	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。	セル排風機配電盤溢水防護カバー
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ 漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない 。	▲	●	【保安記録確認】 ・床等の外観について、点検又は巡視の記録確認により行う。	・建家（床等）
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	●	－	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	●	－	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明 （前号の避難用の照明を除く。）及びその 専用の電源	●	－	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において 共用し、又は相互に接続するものであってはならない 。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、 多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること 。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される 全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること 。	○ 知見考慮	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用すること 。	●	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・処理前廃棄物収納セル ・廃棄物処理セル ・処理済廃棄物収納セル ・セル排風機自動消火設備

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
21	安全設備 (つづき)	ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。	●	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。	セル排風機自動消火設備
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。	▲	●	【保安記録確認】 ・防火ダンパ、建家(耐火壁、耐火扉)の外観については、点検の記録確認により行う。 ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。	・防火ダンパ ・建家(耐火壁、耐火扉) ・セル排風機自動消火設備
		五 前号ロの消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。	○ 知見考慮	－	・該当する機能を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。	▲	－	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
22	炉心等	第二十二條 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えられるものでなければならない。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
23	熱遮蔽材	第二十三條 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。 二 冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		第二十四條 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
25	核燃料物質取扱設備	第二十五條 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」と総称する。)を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止できること。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと 。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等を 貯蔵することができる容量を有すること 。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること 。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること 。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること 。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有するものであること 。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 崩壊熱を安全に除去し得るものであること 。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないものであること 。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること 。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない 。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の 流体を循環させる設備	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあっては、運転時における原子炉容器の 液位を自動的に調整する設備	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。）にあっては、原子炉容器内の 圧力を自動的に調整する設備	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に含まれる 放射性物質及び不純物の濃度 を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に 保つ設備	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の 残留熱を除去する設備	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる 非常用冷却設備	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 前二号の設備により除去された熱を 最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 前項の設備は、冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない 。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の 漏えいを検出する装置が設けられていなければならない 。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
29	液位の保持等	第二十八条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあっては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる 負荷に耐えるもの でなければならない。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の 設計水位を確保できるもの でなければならない。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 炉周期	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒 （固体の制御材をいう。以下同じ。）の 位置	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する 放射性物質及び不純物の濃度	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 原子炉容器内における 温度、圧力、流量及び液位	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり 監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない 。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における 排気中の放射性物質の濃度	●	●	【 警報検査 】	・排気筒ダストモニタ
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における 排水中の放射性物質の濃度	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める 線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	●	【 保安記録確認（校正） 】 ・ガンマ線エリアモニタ及び室内ダストモニタの点検校正記録について記録確認を行う。	・ガンマ線エリアモニタ ・室内ダストモニタ
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、 燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること 。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいするおそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、 当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること 。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性又は多様性を確保するものであること 。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように 独立性を確保するものであること 。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の 運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合 においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の 安全上支障がない状態を維持できるものであること 。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
32	安全保護回路 (つづき)	六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。）の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御棒を用いる場合にあっては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。	● 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 制御棒を用いる場合にあっては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。	●	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かないものであること。	△ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。）に対して炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し		

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられていなければならない。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 原子炉制御室は、従事者が設計基準事故時に 容易に避難できる構造 でなければならない。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な 放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、 原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。 ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 同時確認	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の 空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度 が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を 廃棄する能力を有するものであること。	●	●	<p>【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る排風機の風量について、点検の記録確認により行う。</p> <p>【保安記録確認】 ・廃棄能力に係るフィルタ装置の捕集効率について、点検の記録確認により行う。</p> <p>【保安記録確認】 ・廃棄能力に係るセル排風機及びディーゼル発電設備の作動について、点検の記録確認により行う。</p> <p>【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る計器校正について、点検の記録確認により行う。</p> <p>【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る漏えいの有無について、点検の記録確認により行う。</p> <p>【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る計器校正について、点検の記録確認により行う。</p> <p>【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る警報の作動について、点検の記録確認により行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排風機（気体廃棄設備） ・フィルタ装置（気体廃棄設備） ・セル排風機（気体廃棄設備） ・ディーゼル発電設備（気体廃棄設備） ・液位計 廃液貯槽・Ⅱ-2 放出前排水槽 液体廃棄物A用排水槽 液体廃棄物B用排水槽 ・蒸発処理装置・Ⅱ 凝縮液貯槽・Ⅱ ・廃液貯槽・Ⅱ-2 放出前排水槽 液体廃棄物A用排水槽 液体廃棄物B用排水槽 ・工業計器 蒸発処理装置・Ⅱ ・プロセスモニタ 蒸発処理装置・Ⅱ アスファルト固化装置 ・濃縮セル ・固化セル

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
35	廃棄物処理設備 (つづき)				【保安記録確認】 ・据付状況、構造等に係る設備の外観については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・ディーゼル発電設備（気体廃棄設備） ・液体廃棄設備 ・濃縮セル ・固化セル
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	●	－	・化学薬品等の管理について、保安規定に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・排風機、ダクト、ダンパ、フィルタ装置、排気筒の外観について、点検又は巡視の記録確認により行う。	・排風機（気体廃棄設備） ・セル排風機（気体廃棄設備） ・ダクト、ダンパ（気体廃棄設備） ・フィルタ装置（気体廃棄設備） ・排気筒
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	●	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ろ過装置の構造について、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・フィルタ装置（気体廃棄設備）
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	【保安記録確認】 ・液体廃棄設備の系統について、点検又は巡視の記録確認により行う。	・液体廃棄設備
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。	●	●	【保安記録確認】 ・散逸防止に係る計器校正について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・散逸防止に係る警報作動について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・据付状況、構造等に係る設備の外観については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・プロセスモニタ 固体廃棄物処理設備・Ⅱ ・処理前廃棄物収納セル ・廃棄物処理セル（処理室） ・廃棄物処理セル（封入室） ・処理済廃棄物収納セル ・容器搬入室 ・固体廃棄物処理設備・Ⅱ ・処理前廃棄物収納セル ・廃棄物処理セル ・処理済廃棄物収納セル
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	▲	●	【保安記録確認】 ・床・壁の外観については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・建家（床・壁）
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	▲	－	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	－	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。	●	－	・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 保管廃棄施設の容量について、保安規定に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。		－	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	▲	－	・ 化学薬品等の管理について、保安規定に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。	●	●	【保安記録確認】 ・ 汚染拡大防止のための床・壁等の状況については、点検又は巡視の記録確認により行う。	・ 建家（床・壁等）
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	－	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあっては、この限りでない。	▲	－	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあっては、この限りでない。	▲	－	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。	▲	－	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。	▲	－	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	－	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△ 同時確認	－	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○ 同時確認	－	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	－	・ 安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	●	－	・ 但し書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	●	－	・ 当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	●	－	・ 当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	●	【警報検査】 【保安記録確認（校正）】 ・ガンマ線エリアモニタの点検校正記録について記録確認を行う。	・排気筒ダストモニタ ・ガンマ線エリアモニタ
				－	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
				●	【保安記録確認】 ・液体廃棄物の漏えい検知器の警報作動について、点検の記録確認により行う。 ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。	・漏えい検知器 蒸発処理装置・II 廃液貯槽・II-2 ・漏えい警報装置 放出前排水槽 液体廃棄物A用排水槽 液体廃棄物B用排水槽
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	●	－	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	－	・共通施設として実施するため、放射性廃棄物処理場としては、定期事業者検査は実施しない。	無し

廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、
保管室を除く）及び減容処理棟）

（設備保全整理表、検査要否整理表）

（原子炉施設）

廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く））の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器						供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目（法令技術基準に関する事項）*1) (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、事後保全における自主的な点検 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等)	要領書 索引番号	点検補修	更新改造	要領書 索引番号				
													点検頻度			点検補修
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄設備	排風機	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(風量)(第17条第1号、第35条第1項第1号) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第17条第2号、第35条第1項第4号)	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
			ダクト、ダンパ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第17条第2号、第35条第1項第4号)	定事検	△年1回 △月1回	廃高①、廃高② 廃高②	-	-	-		高減容処理技術課	
			高性能フィルタ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(捕集効率)(第35条第1項第1号) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第17条第2、3号、第35条第1項第4、5号)	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
		排気筒	低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第35条第1項第4号)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
	液体廃棄物の廃棄設備	洗浄液集水槽	貯槽本体	貯槽本体	低	(極低)	時間	△保安記録確認(漏えい)(第12条第2項) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1、6号)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
				液位計	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(校正)(第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
				ポンプ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
				配管	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1、6号)	定事検	△年1回 △月1回	廃高①、廃高② 廃高②	-	-	-		高減容処理技術課
				バルブ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1、6号)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
				漏えい警報装置	低	(極低)	時間※*2)			(△年1回)	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
		サンピット	貯槽本体	貯槽本体	低	(極低)	時間	△保安記録確認(漏えい)(第12条第2項) △保安記録確認(外観)(第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1、6号)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
				液位計	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(校正)(第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
				ポンプ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
				配管	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1、6号)	定事検	△年1回 △月1回	廃高①、廃高② 廃高②	-	-	-		高減容処理技術課
				バルブ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1、6号)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
				漏えい警報装置	低	(極低)	時間※*2)			(△年1回)	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
	固体廃棄物の廃棄設備	解体室		低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第35条第1項第7号)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		保管廃棄施設	物品検査エリア	低	(極低)	事後					-	-	-		高減容処理技術課	
	その他の設備(安全機能関係)	建家		低	(極低)	時間	△保安記録確認(外観)(第6条第1項、第8条第1項、第19条第2項、第21条第4号ハ、第35条第2項第1号、第36条第2項)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
			放射線管理設備	排気筒ガストモニタ	低		時間※	○警報検査(第31条第1号、第41条)	定事検、放自検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
		放射線管理設備	室内ガストモニタ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(校正)(第31条第3号)	定事検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課	
			ハンドフットクロスモニタ	低	(極低)	事後			(◎年次)	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課	
			ガンマ線サーベイメータ	低	(極低)	事後			(◎年次)	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課	
			表面汚染検査用サーベイメータ	低	(極低)	事後			(◎年次)	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課	
			放射能測定装置	低	(極低)	事後			(○年次)	放管手引1、管計	-	-	-		放射線管理第2課	
	その他の設備(支援設備)	受変電設備	高圧電気設備	低	(極低)	事後			(△年1回) (◎作業開始前、作業終了後)	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
			低圧電気設備	低	(極低)	事後			(△年1回) (◎作業開始前、作業終了後)	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
		空気圧縮設備	空気圧縮機	低	(極低)	事後			(△年1回) (◎作業開始前、作業終了後)	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
			空気槽	低	(極低)	事後			(△年1回) (◎作業開始前、作業終了後)	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
			安全弁	低	(極低)	事後			(△年1回)	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
クレーン			低	(極低)	事後			(△年次点検)	【クレーン等安全規則】	-	-	-		高減容処理技術課		
火災防止設備		避雷設備	低	(極低)	事後			(△年次点検)	電工①	-	-	-		高減容処理技術課		
		防火ダンパ	低	(極低)	時間※	△保安記録確認(外観)(第21条第4号ハ)	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		

*1) () 内は技術基準規則の該当条項である。

*2) 定期事業者検査対象外ではあるが、設工認対象の機器として使用前事業者検査を終了しており、法令技術基準に適合している状態を維持する必要があるため、保全方式を「時間※」とする。

原子炉施設（廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く）））の要領書リスト

種別	要領書・成績書（略称可）			保管場所		担当課	備考
	種類	索引番号	名称（章・節）	要領書	成績書（今年度、過去分）		
検査	定期事業者検査	定事検	原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査要領書（令和 年度）	原子力施設検査室	同左	原子力施設検査室	
	自主検査	放自検	定期事業者検査に係る自主検査要領書（廃棄物処理場（放射線管理設備））	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
点検	点検	廃本運①	廃棄物処理場本体施設運転手引（(科バ)QAM-710-001）	高減容処理技術課保管棚	同左	高減容処理技術課	
		廃高①	高減容処理技術課の自主点検要領（(科バ高)QAM-710-021）	高減容処理技術課保管棚	同左	高減容処理技術課	
		廃高②	高減容処理技術課の配管点検要領（(科バ高)QAM-710-002）	高減容処理技術課保管棚	同左	高減容処理技術課	
		原炉保	原子力科学研究所原子炉施設保安規定 第2編 放射線管理	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		放管手引1	放射線管理手引（施設放射線管理編）（科放）QAM-710-002	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
		放管手引2	放射線管理手引（放射線測定機器管理編）（科放）QAM-710-004	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		管計	管理用計測機器の点検要領（科放1放2）QAM-710-003	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
		電工①	原子力科学研究所電気工作物保安規程			工務技術部	
中長期保守	—	—	—	—	—	—	

定期事業者検査要否整理表（試験研究炉_廃棄物処理場_解体分別保管棟（ただし、保管室を除く））

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 （●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし）		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたもの でなければならない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	○ 同時確認	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・設備ごとに据付状況について、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・気体廃棄設備 ・排気筒 ・洗浄液集水槽 ・サンピット ・建家
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 同時確認	—	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 知見考慮	—	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 津波 （試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	▲	—	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 （地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・自然現象（風（台風）、凍結、積雪）に対する設備及び建家の状況については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・建家（風（台風）、凍結、積雪）
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて 人為によるもの （故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	—	—	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入 、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為 （不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、 適切な措置が講じられたもの でなければならない。	●	—	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	—	—	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
11	機能の確認等	<p>第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	○ 同時確認	○ 同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 関係条項の検査が行えることでもって代える。 設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮されていることを確認する。 機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。 	・各施設、各機器等
12	材料及び構造等	<p>第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p>	●	●	<p>【保安記録確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動的機器について、構造強度が確保されていること（劣化状況）の確認は、点検の記録確認により行う。 静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること（劣化状況）の確認は、点検の記録確認により行う。 	・洗浄液集水槽 ・サンピット
		<p>二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p>	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		<p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p>	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		<p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p>	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		<p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</p>	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		<p>2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。</p>	▲	●	<p>【保安記録確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃液貯槽等の漏えいの有無について、点検の記録確認により行う。 漏えいの有無を確認できない部分がある場合には、外観確認（漏えい痕跡）等に代える。 「著しい漏えい」とは、「放射線業務従事者に過度の放射線被ばくをもたらす漏えい」と解される。（試験炉許可基準規則の「実験設備等」の解説より） 	・洗浄液集水槽 ・サンピット
<p>3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。</p>	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し		
13	安全弁等	<p>第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条第二項において「安全弁等」という。）が必要な箇所に設けられていなければならない。</p>	▲	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
14	逆止め弁	<p>第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。</p>	▲	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
15	放射性物質による汚染の防止	<p>第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。</p>	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		<p>2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。</p>	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
15	放射性物質による汚染の防止(続き)	3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。)の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	●	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	●	—	・該当する設備等を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	●	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	●	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認】 ・換気能力に係る排風機の風量について、点検の記録確認により行う。	・排風機(気体廃棄設備)
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。	○ 同時確認	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・気体廃棄設備の構造について、点検の記録確認により行う。	・排風機(気体廃棄設備) ・ダクト、ダンパ(気体廃棄設備) ・高性能フィルタ(気体廃棄設備)
		三 ろ過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	●	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ろ過装置の構造について、点検の記録確認により行う。	・高性能フィルタ(気体廃棄設備)
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	○ 同時確認	—	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	●	【保安記録確認】 ・床等の外観について、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・建家(床等)
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において 共用し、又は相互に接続するものであってはならない 。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該システムを構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、 多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること 。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される 全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用すること 。	●	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること 。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること 。	▲	●	【保安記録確認】 ・防火ダンパ及び建家（耐火壁、耐火扉）の外観については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・防火ダンパ ・建家（耐火壁、耐火扉）
		五 前号口の 消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する機能を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること 。	▲	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し		
22	炉心等	第二十三条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる 負荷に耐えられるものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の 循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
23	熱遮蔽材	第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が 中性子照射 を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の 安全に支障を及ぼすおそれがないこと 。 二 冷却材の 循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 冷却材の 循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
24	一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
25	核燃料物質取扱設備	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」と総称する。）を 取り扱う能力を有するものであること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
25	核燃料物質取扱設備 (続き)	三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が 溶融しない ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 取扱中に燃料体等が 破損するおそれがない ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における 衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しない ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める 線量当量率を超えない ものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により 燃料体等の落下を防止 できること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができる ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができる ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が 臨界に達するおそれがない こと。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等を 貯蔵することができる容量を有する こと。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し及び警報を発することができる ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができる ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 被覆が著しく腐食することを防止し得る ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有する ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 崩壊熱を安全に除去し得る ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがない ものであること。 ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得る ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るよう に設置されたものでなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の 流体を循環させる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器の 液位を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。）にあつては、原子炉容器内の 圧力を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
28	冷却設備等 (続き)	四 一次冷却材に含まれる 放射性物質及び不純物の濃度 を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に 保つ設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の 残留熱を除去する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる 非常用冷却設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 前二号の設備により除去された熱を 最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 前項の設備は、冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないように設置されたもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の 漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
29	液位の保持等	第二十八条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあっては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる 負荷に耐えるもの でなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものについては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の 設計水位を確保できるもの でなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 炉周期	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒（固体の制御材をいう。以下同じ。）の位置	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する 放射性物質及び不純物の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 原子炉容器内における 温度、圧力、流量及び液位	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり 監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における 排気中の放射性物質の濃度	●	●	【警報検査】	・排気筒ダストモニタ
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における 排水中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める 線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	●	【保安記録確認】 ・室内ダストモニタの点検校正記録について記録確認を行う。	・室内ダストモニタ
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、 燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
32	安全保護回路 (続き)	二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいするおそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、 当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう 独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の 運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合 においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の 安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 不正アクセス行為 その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な 措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 計測制御系統施設の一部を 安全保護回路と共用する場合 において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から 機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその 作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。）の移動その他の要因による 反応度変化を制御できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの 飛び出し、又は落下を防止するものであること。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の 異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による 二以上の独立した系統を有するものであること。 ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を 未臨界に移行 ことができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を 未臨界に移行 ことができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において 未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を 未臨界に移行 ことができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において 未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 制御棒を用いる場合にあつては、一本の 制御棒が固着した場合 においても、前二号の機能を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下 において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の 特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し		

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統 (続き)	二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が 反応度を増加させる方向に動かないものであること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を 損壊することがないものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。）に対して 炉心冠水維持バウンダリを破損せず 、かつ、炉心の冷却機能を損なうような 炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ 、かつ、低温状態において 未臨界を維持できるものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられていなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 原子炉制御室は、従事者が設計基準事故時に 容易に避難できる構造でなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な 放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、 原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。 ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の 空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が 、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を 廃棄する能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る排風機の風量について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る高性能フィルタの捕集効率について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・計器の校正について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・据付状況、構造等に係る設備の外観については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・排風機（気体廃棄設備） ・高性能フィルタ（気体廃棄設備） ・液位計 洗浄液集水槽 サンプルット ・液体廃棄設備
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。 ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により 著しく腐食するおそれがないものであること。	●	—	・化学薬品等の管理について、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
35	廃棄物処理設備 (続き)	四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ 排風機、ダクト、ダンパ、高性能フィルタ、排気筒の外観については、点検の記録確認により行う。	・ 排風機 ・ ダクト、ダンパ ・ 高性能フィルタ ・ 排気筒
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去 又はろ過装置の 取替えが容易な構造 であること。	○ 同時確認	●	・ ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ ろ過装置の構造について、点検の記録確認により行う。	・ 高性能フィルタ (気体廃棄設備)
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ 液体廃棄設備の系統について、点検の記録確認により行う。	・ 液体廃棄設備
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が 散逸し難いものであること。	●	●	【保安記録確認】 ・ 解体室の散逸し難いことについては、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・ 建家 (解体室)
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備 (液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。) が設置される施設 (液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。) は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の 床面及び壁面 は、液体状の放射性廃棄物が 漏えいし難いものであること。	▲	●	【保安記録確認】 ・ 床・壁の外観については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・ 建家 (床・壁)
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその 受け口に導かれる構造 であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための 堰が設けられていること。	▲	—	・ 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための 堰が設けられていること。 ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・ 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を 保管廃棄する容量を有すること。	●	—	・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 保管廃棄施設の容量について、保安規定に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
36	保管廃棄設備	二 放射性廃棄物が 漏えいし難い構造 であること。	●	—	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する 熱に耐え 、かつ、放射性廃棄物に含まれる 化学薬品の影響 その他の要因により著しく 腐食するおそれがないこと。	▲	—	・ 化学薬品等の管理について、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による 汚染が広がらないように設置されたもの でなければならない。	●	●	【保安記録確認】 ・ 汚染拡大防止のための床・壁等の状況については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・ 建家 (床・壁等)
		3 前条第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	—	・ 該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	●	—	・但し書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	●	【警報検査】 ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。	・排気筒ダストモニタ ・漏えい警報装置 洗浄液集水槽 サンピット
		第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
42	通信連絡設備等	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	—	・共通施設として実施するため、放射性廃棄物処理場としては定期事業者検査は実施しない。	無し

廃棄物処理場（減容処理棟）の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器						供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）						中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室
	大項目 （施設）	中項目 （設備）	小項目 （機器）	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目 （法令技術基準に関する事項）*1 （●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 （◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等）	要領書 索引番号	点検補修	更新改造	要領書 索引番号					
													点検補修	更新改造	要領書 索引番号		
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄設備	排風機	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（風量）（第17条第1号、第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第2号、第35条第1項第4号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課		
			ダクト、ダンパ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第2号、第35条第1項第4号）	定事検	△年1回 △月1回	廃高①、廃高② 廃高②	-	-	-		高減容処理技術課		
			高性能フィルタ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（捕集効率）（第35条第1項第1号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第17条第2.3号、第35条第1項第4.5号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課		
		排気筒	低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第4号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課			
	液体廃棄物の廃棄設備	廃液槽Ⅰ	貯槽本体	低	（極低）	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			液位計	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			ポンプ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			配管	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 △月1回	廃高①、廃高② 廃高②	-	-	-		高減容処理技術課		
			バルブ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			漏えい警報装置	低	（極低）	時間※*2			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
		廃液槽Ⅱ	貯槽本体	低	（極低）	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			液位計	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			ポンプ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			配管	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 △月1回	廃高①、廃高② 廃高②	-	-	-		高減容処理技術課		
			バルブ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			漏えい警報装置	低	（極低）	時間※*2			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
		廃液槽Ⅲ	貯槽本体	低	（極低）	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			液位計	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			ポンプ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			配管	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 △月1回	廃高①、廃高② 廃高②	-	-	-		高減容処理技術課		
			バルブ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			漏えい警報装置	低	（極低）	時間※*2			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
		廃液槽Ⅳ	貯槽本体	低	（極低）	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			液位計	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			ポンプ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			配管	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 △月1回	廃高①、廃高② 廃高②	-	-	-		高減容処理技術課		
			バルブ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			漏えい警報装置	低	（極低）	時間※*2			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
		排水槽	貯槽本体	低	（極低）	時間	△保安記録確認（漏えい）（第12条第2項） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			液位計	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			ポンプ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			配管	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回 △月1回	廃高①、廃高② 廃高②	-	-	-		高減容処理技術課		
			バルブ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第12条第1項第1号、第35条第1項第1.6号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
			漏えい警報装置	低	（極低）	時間※*2			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		

廃棄物処理場（減容処理棟）の設備保全整理表

※一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保全対象設備機器			供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）			中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室				
	大項目 （施設）	中項目 （設備）	小項目 （機器）	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目 （法令技術基準に関する事項）*1） （●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 （◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等）	要領書 索引番号			点検補修	更新改造	要領書 索引番号	
						（●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）									
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	高圧圧縮装置	高圧圧縮機	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（作動（インターロック））（第35条第1項第7号） △保安記録確認（警報作動）（第35条第1項第7号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課
			チャンバ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（警報作動）（第35条第1項第7号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課
			油圧ユニット	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課
			排気フロア	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課
			高性能フィルタ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（捕集効率）（第35条第1項第7号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
			ポンプ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課
			コンベア	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課
			配管（排気）	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
			工業計器	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第35条第1項第7号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課
		金属熔融設備	溶融炉	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
			二次燃焼器	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
			排気冷却器	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
			セラミックフィルタ	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
			高性能フィルタ （排気除塵装置）	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課
	排気洗浄装置		低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
	排気フロア（排気除塵装置）		低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
	チャンバ		低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
	高性能フィルタ （チャンバ）		低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
	排気フロア（チャンバ）		低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
	ポンプ		低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
	配管（排気）		低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
	配管（排水）		低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
	工業計器	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
	焼却・溶融設備	溶融炉	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		焼却炉	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		二次燃焼器	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		排気冷却器	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		セラミックフィルタ	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		高性能フィルタ （排気除塵装置）	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		排気洗浄装置	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		排気フロア（排気除塵装置）	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		チャンバ	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		高性能フィルタ（チャンバ）	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		排気フロア（チャンバ）	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		ポンプ	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		配管（排気）	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
	配管（排水）	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
	工業計器	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課		
	前処理設備	チャンバ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
		高性能フィルタ（チャンバ）	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（捕集効率）（第35条第1項第7号） △保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		排気フロア（チャンバ）	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回 ◎作業開始前、作業終了後	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
		配管（排気）	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第35条第1項第7号）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
	保管廃棄施設	一時保管室	低	（極低）	事後			-	-	-	-	-		高減容処理技術課	

休止中設備のため
定期事業者検査を
受検しない。

休止中設備のため
定期事業者検査を
受検しない。

廃棄物処理場（減容処理棟）の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	保 全 対 象 設 備 機 器			供 用 段 階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保全（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室				
	大項目 （施設）	中項目 （設備）	小項目 （機器）	保全 重要度	保全 方式	定期事業者検査項目 （法令技術基準に関する事項）*1 （●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号	点検頻度 （ ）付きは、事後保全における自主的な点検 （◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等）	要領書 索引番号	点検補修			更新改造	要領書 索引番号		
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	その他の設備（安全機能関係）	建家		低	（極低）	時間	△保安記録確認（外観）（第6条第1項、第8条第1項、第19条第2項、第21条第4号ハ、第35条第2項第1号、第36条第2項）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
			放射線管理設備	排気筒ダストモニタ	低		時間※	○警報検査（第31条第1号、第41条）	定事検、放自検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				室内ダストモニタ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第31条第3号）	定事検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				ガンマ線エリアモニタ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（校正）（第31条第3号、第41条）	定事検	◎年次	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				ハンドフットクロスモニタ	低	（極低）	事後			（◎年次）	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				ガンマ線サーベイメータ	低	（極低）	事後			（◎年次）	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				表面汚染検査用サーベイメータ	低	（極低）	事後			（◎年次）	原炉保、放管手引1、放管手引2	-	-	-		放射線管理第2課 線量管理課
				放射能測定装置	低	（極低）	事後			（○年次）	放管手引1、管計	-	-	-		放射線管理第2課
	その他の設備（支援設備）	受変電設備	高圧電気設備	低	（極低）	事後			（△年1回） （◎作業開始前、作業終了後）	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
			低圧電気設備	低	（極低）	事後			（△年1回） （◎作業開始前、作業終了後）	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
		空気圧縮設備	空気圧縮機	低	（極低）	事後			（△年1回） （◎作業開始前、作業終了後）	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
			空気槽	低	（極低）	事後			（△年1回） （◎作業開始前、作業終了後）	廃高① 廃本運①	-	-	-		高減容処理技術課	
			安全弁	低	（極低）	事後			（△年1回）	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	
		LPG供給設備		低	（極低）	事後			（△年次点検）	【高圧ガス保安法】	-	-	-		高減容処理技術課	
		クレーン		低	（極低）	事後			（△年次点検）	【クレーン等安全規則】	-	-	-		高減容処理技術課	
		火災防止設備	避雷設備	低	（極低）	事後			（△年次点検）	電工①	-	-	-		高減容処理技術課	
			可燃性ガス漏れ検知器	低	（極低）	事後			（△年次点検）	【高圧ガス保安法】	-	-	-		高減容処理技術課	
			防火ダンパ	低	（極低）	時間※	△保安記録確認（外観）（第21条第4号ハ）	定事検	△年1回	廃高①	-	-	-		高減容処理技術課	

*1) （ ）内は技術基準規則の該当条項である。

*2) 定期事業者検査対象外ではあるが、設工認対象の機器として使用前事業者検査を終了しており、法令技術基準に適合している状態を維持する必要があるため、保全方式を「時間※」とする。

原子炉施設（廃棄物処理場（減容処理棟））の要領書リスト

種別	要領書・成績書（略称可）			保管場所		担当課	備考
	種類	索引番号	名称（章・節）	要領書	成績書（今年度、過去分）		
検査	定期事業者検査	定事検	原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査要領書（令和 年度）	原子力施設検査室	同左	原子力施設検査室	
	自主検査	放自検	定期事業者検査に係る自主検査要領書（廃棄物処理場（放射線管理設備））	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
点検	点検	廃本運①	廃棄物処理場本体施設運転手引（(科バ)QAM-710-001）	高減容処理技術課保管棚	同左	高減容処理技術課	
		廃高①	高減容処理技術課の自主点検要領（(科バ高)QAM-710-021）	高減容処理技術課保管棚	同左	高減容処理技術課	
		廃高②	高減容処理技術課の配管点検要領（(科バ高)QAM-710-002）	高減容処理技術課保管棚	同左	高減容処理技術課	
		原炉保	原子力科学研究所原子炉施設保安規定 第2編 放射線管理	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		放管手引1	放射線管理手引（施設放射線管理編）（科放）QAM-710-002	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
		放管手引2	放射線管理手引（放射線測定機器管理編）（科放）QAM-710-004	減容処理棟管理棟113号室	同左	線量管理課	
		管計	管理用計測機器の点検要領（科放1放2）QAM-710-003	減容処理棟管理棟113号室	同左	放射線管理第2課	
		電工①	原子力科学研究所電気工作物保安規程			工務技術部	
中長期保守	—	—	—	—	—	—	

定期事業者検査要否整理表（試験研究炉_廃棄物処理場_減容処理棟）

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたもの でなければならない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	○ 同時確認	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・設備ごとに据付状況について、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・気体廃棄設備 ・排気筒 ・廃液槽Ⅰ ・廃液槽Ⅱ ・廃液槽Ⅲ ・廃液槽Ⅳ ・排水槽 ・高圧圧縮装置 ・金属溶融設備（休止中設備のため定期事業者検査不要） ・焼却・溶融設備（休止中設備のため定期事業者検査不要） ・前処理設備 ・建家
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 同時確認	—	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 知見考慮	—	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 津波 （試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	▲	—	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 （地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	●	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・自然現象（風（台風）、凍結、積雪）に対する設備及び建家の状況については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・建家（風（台風）、凍結、積雪）
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの （故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	—	—	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	無し
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入 、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為 （不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、 適切な措置が講じられたもの でなければならない。	●	—	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備、機器等を有しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	—	—	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	無し
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための 保守又は修理ができるもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・関係条項の検査が行えることでもって代える。 ・設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮されていることを確認する。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。	・各施設、各機器等
12	材料及び構造等	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の 材料及び構造 は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される 強度及び耐食性を確保できるものであること 。	●	●	【保安記録確認】 ・動的機器について、構造強度が確保されていること（劣化状況）の確認は、点検又は巡視の記録確認等により行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること（劣化状況）の確認は、点検の記録確認により行う。	・廃液槽Ⅰ ・廃液槽Ⅱ ・廃液槽Ⅲ ・廃液槽Ⅳ ・排水槽
		二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		ハ 適切な強度を有するものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを あらかじめ確認したものにより溶接したものであること 。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに 耐え、かつ、著しい漏えいがないもの でなければならない。	▲	●	【保安記録確認】 ・廃液貯槽等の漏えいの有無について、点検の記録確認により行う。 ・漏えいの有無を確認できない部分がある場合には、外観確認（漏えい痕跡）等に代える。 ・「著しい漏えい」とは、「放射線業務従事者に過度の放射線被ばくをもたらす漏えい」と解される。（試験炉許可基準規則の「実験設備等」の解説より）	・廃液槽Ⅰ ・廃液槽Ⅱ ・廃液槽Ⅲ ・廃液槽Ⅳ ・排水槽
3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、 監視試験片を備えたもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し		
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する 安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条第二項において「安全弁等」という。）が必要な箇所に設けられていなければならない 。	▲	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、 逆止め弁が設けられていなければならない 。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
15	放射性物質による汚染の防止 (続き)	3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	—	・ただし書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	●	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	無し
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	●	—	・該当する設備等を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	●	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	●	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	—	・遮蔽設備を必要とする場所はないため、定期事業者検査は不要である。	無し
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認】 ・換気能力に係る排風機の風量について、点検の記録確認により行う。	・排風機（気体廃棄設備）
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。	○ 同時確認	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・気体廃棄設備の構造について、点検の記録確認により行う。	・排風機（気体廃棄設備） ・ダクト、ダンパ（気体廃棄設備） ・高性能フィルタ（気体廃棄設備）
		三 ろ過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	●	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ろ過装置の構造について、点検の記録確認により行う。	・高性能フィルタ（気体廃棄設備）
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	○ 同時確認	—	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	●	【保安記録確認】 ・床等の外観について、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・建家（床等）
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
20	安全避難通路等 (続き)	三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において 共用し、又は相互に接続するものであってはならない 。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、 多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること 。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される 全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用すること 。	●	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること 。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること 。	▲	●	【保安記録確認】 ・防火ダンパ及び建家(耐火壁、耐火扉)の 外観 については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・防火ダンパ ・建家(耐火壁、耐火扉)
		五 前号ロの消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を 安全に停止させるための機能を損なわないものであること 。	○ 知見考慮	—	・該当する機能を要しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物 により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、 防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること 。	▲	—	・安全設備に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
22	炉心等	第二十二條 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる 負荷に耐えられるものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
23	熱遮蔽材	第二十三條 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が 中性子照射 を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の 安全に支障を及ぼすおそれがないこと 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 冷却材の循環その他の要因により生ずる 振動により損傷を受けることがないこと 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
24	一次冷却材	第二十四條 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
25	核燃料物質取扱設備	第二十五條 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」と総称する。)を 取り扱う能力を有するものであること 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと 。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
25	核燃料物質取扱設備 (続き)	三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が 溶融しない ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 取扱中に燃料体等が 破損するおそれがない ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における 衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しない ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める 線量当量率を超えない ものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により 燃料体等の落下を防止 できること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができる ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができる ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が 臨界に達するおそれがない こと。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 燃料体等を 貯蔵することができる容量を有する こと。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し及び警報を発することができる ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができる ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 被覆が著しく腐食することを防止し得る ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有する ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 崩壊熱を安全に除去し得る ものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがない ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 液位を測定でき、かつ、 液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得る ものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の 流体を循環させる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器の 液位を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
28	冷却設備等 (続き)	三 密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。)内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。)にあっては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
29	液位の保持等	第二十八条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあっては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにおいて、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の設計水位を確保できるものでなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 炉周期	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒(固体の制御材をいう。以下同じ。)の位置	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	●	●	【警報検査】	・排気筒ダストモニタ
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要。	無し
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	●	【保安記録確認】 ・ガンマ線エリアモニタ及び室内ダストモニタの点検校正記録について記録確認を行う。	・ガンマ線エリアモニタ ・室内ダストモニタ

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、 燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいするおそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、 当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう 独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の 運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合 においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の 安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		六 不正アクセス行為 その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な 措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		七 計測制御系統施設の一部を 安全保護回路と共用する場合 において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から 機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその 作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。）の移動その他の要因による 反応度変化を制御できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御棒を用いる場合にあっては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの 飛び出し、又は落下を防止するものであること。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の 異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による 二以上の独立した系統を有するものであること。 ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を 未臨界に移行 ことができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を 未臨界に移行 ことができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において 未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を 未臨界に移行 ことができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において 未臨界を維持できるものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 制御棒を用いる場合にあっては、一本の 制御棒が固着した場合 においても、前二号の 機能を有するものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下 において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統(続き)	4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の 特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が 反応度を増加させる方向に動かないものであること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を 損壊することがないものであること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。)に対して 炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられていなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 原子炉制御室は、従事者が設計基準事故時に 容易に避難できる構造でなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な 放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、 原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の 空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る排風機の風量について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・廃棄能力に係る高性能フィルタの捕集効率について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・計器の校正について、点検の記録確認により行う。※ ※新規に排水槽に設置した計器の校正については、設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。 【保安記録確認】 ・据付状況、構造等に係る設備の外観については、点検の記録確認により行う。	・排風機(気体廃棄設備) ・高性能フィルタ(気体廃棄設備) ・液位計 廃液槽Ⅰ 廃液槽Ⅱ 廃液槽Ⅲ 廃液槽Ⅳ 排水槽 ・液体廃棄設備

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
35	廃棄物処理設備 (続き)	二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	●	—	・化学薬品等の管理について、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外 の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・排風機、ダクト、ダンパ、高性能フィルタ、排気筒の外観については、点検の記録確認により行う。	・排風機 ・ダクト、ダンパ ・高性能フィルタ ・排気筒
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去 又はろ過装置の 取替えが容易な構造 であること。	○ 同時確認	●	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・ろ過装置の構造について、点検の記録確認により行う。	・高性能フィルタ（気体廃棄設備）
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排水口以外 の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】 ・液体廃棄設備の系統について、点検の記録確認により行う。	・液体廃棄設備
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が 散逸し難いもの であること。	●	●	【保安記録確認】 ・計器の校正について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・インターロックの作動について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・捕集効率について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・警報作動について、点検の記録確認により行う。 【保安記録確認】 ・据付状況、構造等に係る設備の外観については、点検の記録確認により行う。	・工業計器 高圧圧縮装置 金属溶融設備（休止中設備のため定期事業者検査不要） 焼却・溶融設備（休止中設備のため定期事業者検査不要） ・高圧圧縮装置 金属溶融設備（休止中設備のため定期事業者検査不要） 焼却・溶融設備（休止中設備のため定期事業者検査不要） ・高性能フィルタ 高圧圧縮装置 金属溶融設備（休止中設備のため定期事業者検査不要） 焼却・溶融設備（休止中設備のため定期事業者検査不要） 前処理設備 ・高圧圧縮装置 ・高圧圧縮装置 金属溶融設備（休止中設備のため定期事業者検査不要） 焼却・溶融設備（休止中設備のため定期事業者検査不要） 前処理設備

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
35	廃棄物処理設備 (続き)	2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	▲	●	【保安記録確認】 ・床・壁の外観については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・建家（床・壁）
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。	●	—	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・保管廃棄施設の容量について、保安規定に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	▲	—	・化学薬品等の管理について、保安規定等に定めて実施するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。	●	●	【保安記録確認】 ・汚染拡大防止のための床・壁等の状況については、点検又は巡視の記録確認等により行う。	・建家（床・壁等）
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し
		五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	無し

技術基準		「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該試験研究用等原子炉施設から 多量の放射性物質又は放射線を放出 するおそれがあるものが発生した場合において、当該 事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。	無し
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない 。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	●	—	・但し書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	無し
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているもの でなければならない。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を 安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない 。	●	—	・当該設備が不要であるため、定期事業者検査は不要である。	無し
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の 安全を著しく損なうおそれ が生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の 線量当量が著しく上昇 したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から 液体状の放射性廃棄物が著しく漏えい するおそれが生じたときに、これらを 確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない 。	●	●	【警報検査】 【保安記録確認（校正）】 ・ガンマ線エリアモニタの点検校正記録について記録確認を行う。	・排気筒ダストモニタ ・ガンマ線エリアモニタ
		・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。また、当該設備については、原子力規制委員会が使用前確認証を交付後に定期事業者検査対象とする。	・漏えい警報装置 廃液槽Ⅰ、廃液槽Ⅱ、廃液槽Ⅲ、廃液槽Ⅳ 排水槽			
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、 通信連絡設備が設けられていなければならない 。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	無し
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、 多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない 。	●	—	・共通施設として実施するため、放射性廃棄物処理場としては定期事業者検査は実施しない。	無し